平成 30 年版(2018 年版)

ひらかたの環境

(環境白書)



枚 方 市

本市は、枚方市環境基本条例に基づき 策定した第2次環境基本計画においてくる、 環境を守りはないでつくる、環境を守りは像として まち、枚方」を目指すき環境像として 掲げ、市民・NPO・事業者・行政のみを 掲げより、環境保全のためのみを 進めています。私たち一人ひとりが環境 に対する関心をさらに高め、自ら考えて



行動し、恵み豊かな環境を守り創り出していくことが重要です。 国際的には、地球環境の悪化を打開すべく「持続可能な開発の ための 2030 アジェンダ」が国連で採択され、エネルギーや気候 変動を含む 17 の目標を達成するために、国際社会全体が協働し て課題解決に取り組むことが合意されています。また、国においても第五次環境基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、本市でも「第3次枚方市環境基本計画」の策定に取り組んでいるところです。

この平成30年版「ひらかたの環境(環境白書)」では、平成29年度の本市における環境の現況と、第2次環境基本計画に基づき本市が実施した環境保全施策を取りまとめました。市民が将来にわたり良好な環境を享受することができるまちづくりを進めるため、本白書が、環境問題に対するより深い理解と、皆様の積極的な環境保全活動の一助となることを願っています。

平成30年11月

校方市長 伏見 隆





みんなで打ち水



市民や事業者に呼びかけし、雨水タン クの水などを利用して打ち水を実施 しました。打ち水をすることにより、 周囲の温度を下げ、地面の温度が上が りにくくなる効果があります。









自然観察会

枚方市の自然環境を身近に感じてもらう ために、山田池公園や天の川などで魚や昆 虫、植物の観察を行いました。参加者は専 門家の話を熱心に聞いていました。







緑のカーテンを設置することで、直 射日光を遮り冷却効果が期待できる ことから、学校園などにゴーヤの苗 を配布しました。

緑のカーテン







葉っぱのナチュラルアート

山田池公園内で専門家の話を聞きながら、木の実や葉っぱを採集。その後は、 自由に自然工作を楽しみました。葉っぱや木の実の顕微鏡観察もしました。

平成 30 年版 (2018 年版)

ひらかたの環境 (環境白書)

第1部 環境行政の推進

- 第2部 平成29年度の環境の状況
 - 第1章 自然環境
 - 第2章 大気・音環境
 - 第3章 水環境
 - 第4章 土壌・地盤環境
 - 第5章 化学物質
 - 第6章 ごみの処理量
- 第3部 平成29年度における第2次環境基本計画に基づく 施策の実施状況
 - 第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち
 - 第2章 地球環境への負荷が少ないまち
 - 第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち
 - 第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち
 - 第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、 資源が循環しているまち

第4部 資料編

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で 豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をは じめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、 持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

- 1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
- 2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
- 4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
- 6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成 27 年 10 月 1 日

校方市長 伏見 隆

目 次

第1部 環境行政の推進	1
【1】本市の環境行政の推進	1
【2】第2次枚方市環境基本計画	1
1. 計画のめざすべき環境像	1
2. 施策の体系	2
【3】環境保全のための組織	3
1. 環境行政推進本部	3
2. 審議会等	3
3. 国・大阪府・他の自治体との連携	4
第2部 平成29年度の環境の状況	5
第 1 章 自然環境	5
【1】気象	5
【2】自然環境の概観	5
【3】自然環境の特徴	5
1. 里山	5
2. 水辺地	6
3.農地	6
4. 孤立林	6
5. 緑被	6
6. 保存樹林	7
7. 保存樹木	7
8. 鳥獣保護区等の指定状況	8
第2章 大気・音環境	9
【1】大気環境の状況	9
1. 大気汚染の原因	9
2. 大気の環境監視	9
【2】騒音の状況	11
1. 道路に面する地域	11
2. 一般地域	11
【3】自動車交通の状況	11
第3章 水環境	12
【1】河川水質の状況	12
【2】地下水質の状況	13
第4章 土壌・地盤環境	14
【1】地盤沈下の状況	14

1. 枚方市地盤沈下水準測量	
2. 阪神地区地盤沈下広域水準測量	
3. 地下水位測定	
第5章 化学物質	
【1】環境中の化学物質の状況	
1. ダイオキシン類	
2 . アスベスト	
3. 有害大気汚染物質	
第6章 ごみの処理量	
【1】ごみの状況	
第3部 平成29年度における第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況	
第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち	
【1】環境教育・環境学習の推進	
1. 学校における環境教育・環境学習の推進	
2. 地域における環境教育・環境学習の推進	
【2】環境保全活動の推進	
1. 総合的な環境保全対策の推進	
2. 市民・事業者の環境保全活動の推進	
3. 環境情報の提供	
第 2 章 地球環境への負荷が少ないまち	
【1】地球温暖化対策の推進	
1. 温室効果ガス排出抑制対策の推進	
2. 再生可能エネルギー等の導入促進	
3. ヒートアイランド対策の推進	
【2】地球環境保全対策の推進	
1. 広域的な連携の推進	
第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち	
【1】自然環境の保全	
1. 里山の保全	
2. 生態系の保全	
3. 自然とのふれあいの場の確保	
4. 緑の保全と創出	
【2】「農」を活かしたまちづくり	
1. 「農」を守り、活かす	
2. 「農」とのふれあいの促進	
第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち	
【1】環境にやさしいまちづくり	

1. 塚境に配慮した開発への誘導	
2. 環境負荷の少ない都市構造への転換	
【2】美しいまち並みの確保	
1. 環境美化の推進	
2. 良好な景観形成の推進	
3. 歴史文化遺産の保存と活用	
第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち ・	
【1】循環型社会の構築	
1. 枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	
2. 発生抑制行動の浸透	
3. リサイクルシステムの確立	
4. 排出者責任の徹底	
5. 環境に配慮した処理システムの構築	
6. 産業廃棄物の適正処理	
【2】良好な水資源の保全と活用	
1. 水環境の保全	
2. 水資源の有効利用	
【3】良好な生活環境の確保	
1. 総合的な公害防止施策の推進	
2. 大気環境の保全	
3. 騒音・振動の防止	
4. 土壌汚染・地盤沈下の防止	
5. 化学物質の適正管理	
第4部 資料編	
【1】枚方市環境基本条例	
【2】環境行政推進本部	
【3】審議会等	
1. 環境審議会	
2. 環境影響評価審査会	
3. 廃棄物減量等推進審議会	
4. 枚方市空家等対策協議会	
【4】自然環境	
1. 保存樹林	
2. 保存樹木	
3. 自然環境調査	
【5】枚方市地盤沈下の状況	

【6】環境中の化学物質の状況	
1. ダイオキシン類	
2. 大気中のアスベスト濃度	
3. 有害大気汚染物質の調査結果	
【7】環境マネジメントシステムの運用	
1. 枚方市環境管理組織	
2. 環境マネジメントシステムの取り組み内容	
【8】エフエムひらかたによる環境保全啓発	
【9】公共施設での太陽光発電量	
【10】都市公園等維持管理事業	
1. 都市公園の種類	
2. 都市公園の整備状況	
【11】緑のカーテン実施校	
【12】緑のじゅうたん整備校	
【13】学校給食生鮮農作物供給事業	
【14】環境影響評価制度	
1. 環境影響評価条例の手続きフローチャート	
2. 環境影響評価項目	
3. 環境影響評価条例対象事業	
4. 環境影響評価条例に基づく受理状況及び事業一覧	
【15】建築協定制度	
【16】枚方市の指定文化財	
【17】ごみの状況	
1. 平成 29 年度のごみ処理工程及びごみ処理量	
2. 市内で排出される産業廃棄物の状況	
3. 市内における産業廃棄物の処分量	
【18】流域下水道別整備状況	
【19】地下水の浄化対策の概要	
【20】 市施設におけるダイオキシン類測定結果	
1. 穗谷川清掃工場	
2. 東部清掃工場	
3. やすらぎの杜	
【21】環境用語	

第1部

環境行政の推進

第1部 環境行政の推進

【1】 本市の環境行政の推進

本市では、平成 10 年 3 月に枚方市環境基本条例を制定し、本市の環境について、市民・事業者・行政が協働して良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本方針を定めました。

平成 13 年 2 月には、同条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「枚方市環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策や廃棄物・リサイクル対策などの様々な施策を進めてきました。

平成 23 年 3 月には、これまでの実績と地球温暖化防止に向けた取り組みの本格化や資源循環に向けた取り組みの進展、生物の多様性を確保する重要性の高まりなどの社会状況の変化を踏まえ、「第 2 次枚方市環境基本計画」を策定し、市域における環境保全の取り組みを進めています。

【2】第2次枚方市環境基本計画

環境基本計画とは、本市における様々な環境施策を推進するための基本方針となるものです。 平成23年3月策定の第2次枚方市環境基本計画は、平成23年度から平成32年度を計画期間 としています。

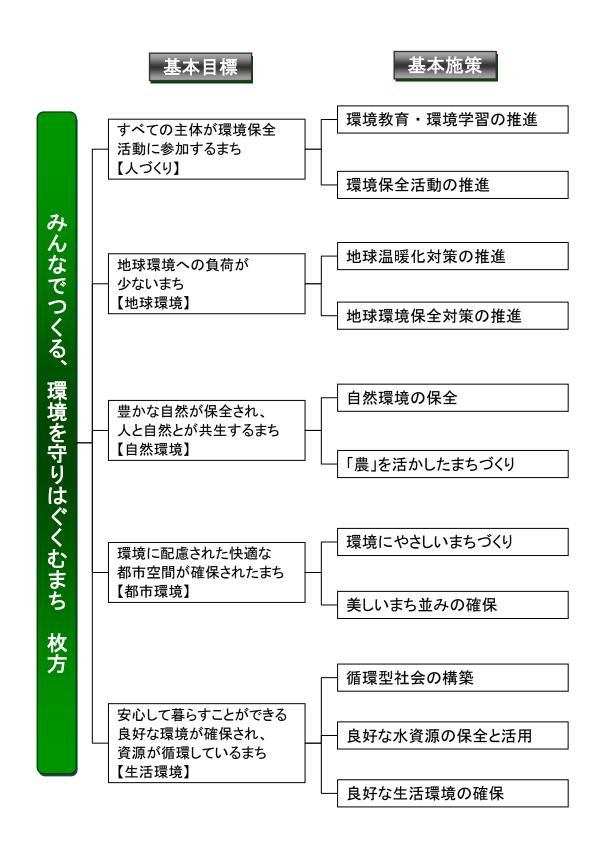
市民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するととも に、相互に連携・協力して計画を推進しています。

1. 計画のめざすべき環境像

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、第2次環境基本計画の最も基本となる目標をめざすべき環境像と位置付け、「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」と定めています。

2. 施策の体系

めざすべき環境像を実現するため、5 つの基本目標を設定し、より詳細な 11 の基本施策 を定めています。本市が進めるすべての環境施策は、この体系に区分し、取り組んでいます。



【3】環境保全のための組織

1. 環境行政推進本部

本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市長を本部長とする環境行政推進本部を設置し、環境基本条例の運用に関すること、環境基本計画の推進及び改定に関すること、市役所における環境マネジメントシステムの構築や、エコオフィスの推進に関することなどについて、調査審議し、決定しています。

また、平成25年4月1日に本市独自の環境マネジメントシステムである「枚方市環境マネジメントシステム」(H-EMS)を構築し、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー、省資源の取り組みを推進しています。

⇒第4部資料編P67:平成29年度における審議状況

2. 審議会等

(1)環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、枚方市環境基本条例に基づき、平成10年7月2日に設置しました。

⇒第4部資料編P67:平成29年度における審議状況

(2)環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、本市における環境影響評価に関する手続き等を適正かつ円滑に推進するため、枚方市環境影響評価条例に基づき、平成5年7月1日に設置しました。

⇒第4部資料編P68:平成29年度における審議状況

(3) 風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に関する同意について審査するため、枚方市住み良い環境に関する条例に基づき、昭和49年4月1日に設置しました(平成10年4月1日に生活環境審議会から名称変更)。

(4)廃棄物減量等推進審議会

枚方市廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議 するため、枚方市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、平成6年10月1日に設置しました。

⇒第4部資料編P68:平成29年度における審議状況

(5) 空家等対策協議会

枚方市空家等対策協議会は、本市における空家等対策の推進に関する事項を審議するため、 枚方市空家等対策協議会条例に基づき、平成27年11月2日に設置しました。

⇒第4部資料編P69:平成29年度における審議状況

3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁など、環境や公害に関する共通する課題及び地球環境の問題などへの対応について、国や大阪府と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

(1)「環境未来都市」構想推進協議会(旧 低炭素都市推進協議会)

「環境未来都市」構想推進協議会は、国が主導し、21世紀の人類共通の課題である環境問題に取り組み、全国へ展開・波及させることで持続可能な経済社会づくりの推進を図るとともに、優れた取り組みを世界に発信することを目的に活動しています。

同協議会は、内閣官房が事務局を担い、各省庁、都道府県、市区町村、政府関係機関等で構成され、環境モデル都市の実現に向けた取り組みの検討を行っており、本市も平成20年度から加入しています。

(2) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市(守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市)の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として設立されました。

平成 29 年度は、地球温暖化対策、環境調査、環境美化、環境教育、苦情処理事例研究等 を議題として定例会が8回開催されました。

(3) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的に、捕獲状況等の情報交換、啓発、措置に関する協議を行っています。

同協議会は、大阪府及び大阪府下市町村で構成され、積極的な対策の推進に努めています。

(4) 淀川水質汚濁防止連絡協議会

淀川水質汚濁防止連絡協議会は、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖・淀川水系の自治体 と関係団体で構成しており、淀川の水質改善を目的として設立されました。

淀川水系の水質管理や水質保全活動として、琵琶湖をはじめ、淀川水系の河川等水系全体 の水質調査や研究を行うとともに、緊急時における連絡、調整等の連携を図っています。

(5) 近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会は、広域的視野に立ち、相互協力を密にし、 近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努めることを目的として、近畿圏内の 府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の政令市により昭和59年に設立されました。

同協議会は、PCB廃棄物広域処理部会や法制度部会などの5部会からなり、本市も中核市へ移行した平成26年度から加入しています。

第2部

平成29年度の環境の状況

第1章 自然環境

第2章 大気・音環境

第3章 水環境

第4章 土壌・地盤環境

第5章 化学物質

第6章 ごみの処理量

第2部 平成29年度の環境の状況

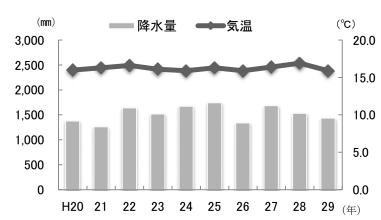
第1章 自然環境

【1】気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懐となることから、海風の影響を受けやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し、1年を通じて比較的温暖な気候となっています。

平成29年の気温は、平均15.9℃、最高 37.4℃、最低-3.1℃で、降水量は 1,435.5mmでした。

<枚方市の降水量と平均気温の推移>



出典: 気象庁 アメダス (枚方) の気象データをもとに作成

【2】自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林域が分布し、西部には淀川が流れ、これらに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫いて3本の河川(天野川、船橋川、穂谷川)が流れています。

【3】自然環境の特徴

1. 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と 自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

本市には、穂谷・尊延寺地区に里山が広がっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカ、ノスリなどの猛禽類の生息を支える豊かな生物相を構成しています。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト(重点調査地域)として選定され、平成 18 年度から専門家、市民ボランティアによる調査が行われています。

また、平成28年12月、生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山500)の一つに 穂谷の里山が環境省により選定されました。

2. 水辺地

(1) 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が認識され、楠葉地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物(大規模な氾濫原を特徴づける植物)が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原がみられ、対岸の鵜殿(高槻市)のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

(2) ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間 に様々な水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市内においても、市街地の大きなものから里山に残る小さなため池まで様々な形態が見られますが、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間といえます。

3. 農地

水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、ドジョウ、メダカが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来しています。以前、本市においても強い農薬の使用によって、多くの生物が失われる時期がありましたが、現在では多くの生物を見ることができます。また、市街地では、宅地化等により農地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの要となり得ます。

4. 孤立林

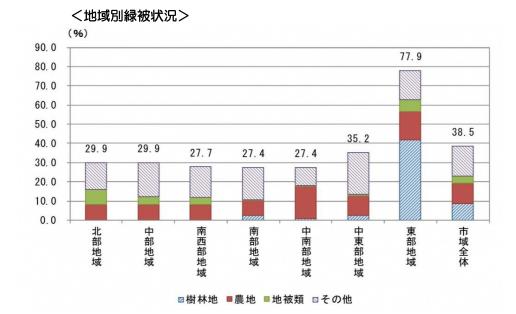
住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内には、 比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積で帯状の斜面樹林、点在する社 寺林などの孤立林が存在します。

5. 緑被

緑被とは、樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地の総称をいい、一定の地域における緑被面積の割合を緑被率といいます。

平成 27 年度に「枚方市緑の基本計画」の改定に伴い実施した緑被率調査の結果では、本市の緑被面積は 2,510.2ha、緑被率は 38.5%でした。この調査は平成 24 年 5 月と平成 25 年 9 月の衛星画像を用いて緑被地を抽出し、集計したもので、緑被には水面、裸地は含みません。

地域別の緑被地の特徴としては、樹林地が多い東部地域の緑被率が77.9%と突出して高い割合となっています。次に、山田池公園が位置する中東部地域や淀川河川公園が比較的多く占める北部地域、中部地域が続いています。また、中南部地域は緑被率が低いものの、農地が占める割合が最も高くなっています。



<分類別の緑被面積と緑被率>

	緑被面積	緑被率
樹林地	549. 1ha	8. 4%
農地	692. 2ha	10.6%
地被類	242. 2ha	3. 7%
その他	1026. 7ha	15.8%
合計	2510. 2ha	38.5%

(平成 27 年度)

6. 保存樹林

「枚方市緑化指導要綱」に基づき、次のいずれかに該当する、健全で、その集団の樹容が美 観上特に優れている樹林を保存樹林に指定しています。

- ・その集団に存する土地の面積が、500 m以上であるもの。
- ・500 ㎡以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

平成30年3月31日現在、保存樹林は11か所です。

⇒第4部資料編P70:詳細

7. 保存樹木

「枚方市緑化指導要綱」に基づき、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定しています。

- ・1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上であること。
- ・高さが 15m以上であるもの。
- ・株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの。
- ・推定 100 年以上生育し、由緒あるもの。

平成30年3月31日現在、保存樹木は11本です。

⇒第4部資料編P70:詳細

8. 鳥獣保護区等の指定状況

本市域においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、第二京 阪道路本道より東側の区域(茄子作南町を除く。)が「枚方鳥獣保護区」として、淀川左岸堤 防以西の区域が「淀川鳥獣保護区」として、それ以外の区域が「枚方特定猟具使用禁止区域」 として指定されています。

このうち、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めて指定される区域であり、狩猟期間であっても狩猟が禁じられています。ただし、鳥獣による農林業や生活環境の被害が発生している場合は、有害鳥獣の捕獲を許可することがあります。

また、特定猟具使用禁止区域は、銃器などの特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の 予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を原則として禁止 しています。

第2章 大気・音環境

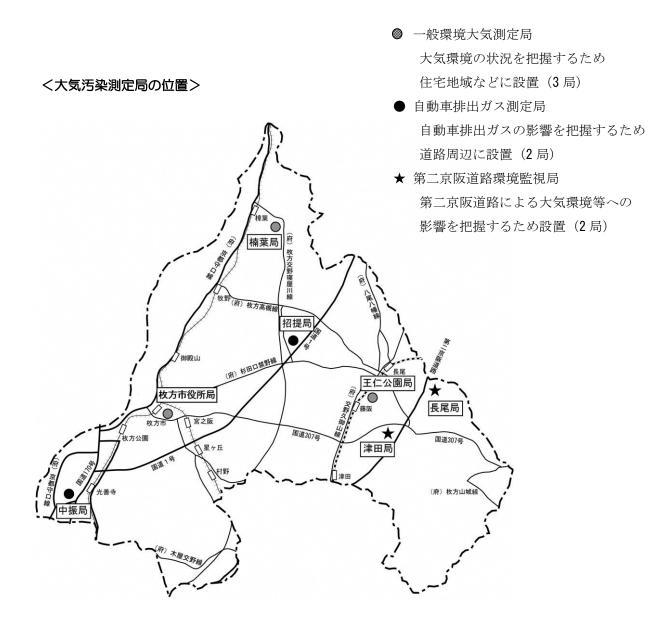
【1】大気環境の状況

1. 大気汚染の原因

大気汚染は、工場・事業場や自動車等から大気中に汚染物質が排出されることによって起こります。汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼすことがあります。

2. 大気の環境監視

人の健康を確保する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が 定められています。環境基準を達成し維持するために、工場・事業場に対する規制指導や自動 車排出ガス規制を行うとともに、市内7か所の大気汚染測定局で汚染状況を監視しています。



H元

平成29年度は、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントを除く二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5)、二酸化硫黄及び一酸化炭素について環境基準を達成しました。

大気環境の状況は、気象条件等で年度により変動しますが、下図に例示するように改善傾向 で推移しています。

(mg/m³) 0.16 0.12 0.08 0.08 0.04

17

<浮遊粒子状物質の年間 2%除外値の推移と環境基準値との比較>

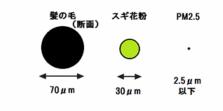
(注)年間2%除外値とは、同一地点で年間を通じて得られた1日ごとの平均値のデータを高い方から順に数えて2%分の範囲にある値を除外した後の最高値を示します。この値が環境基準値以下であることが、環境基準を達成するための1つの条件となります。

市内の大気汚染測定局で4年連続 PM2.5の環境基準を達成!

本市では、平成24年度から中振局で、平成26年3月から王仁公園局でPM2.5を測定しています。平成26年度から4年連続で2局ともPM2.5の環境基準を達成しました。

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5μ m (0.0025mm) 以下の微小な粒子のことをいいます。

PM2.5はとても小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など健康への影響が心配されています。



線形 (招提局)

(年度)

※1μm(マイクロメートル)=1mm(ミリメートル)の 1000 分の 1

PM2.5の発生源は様々で、工場や自動車、飛行機などから排出される粒子状物質などがあるほか、自然由来のものや越境汚染による影響もあります。

また、大気中に長時間滞留し、移流する場合があるため、工場や自動車が集中している地域の濃度が、必ずしも高いとは限りません。

PM2.5の濃度は、大阪府では**56**か所の測定局で監視しています。(平成**30**年**3**月**31**日現在) 大阪府では、PM2.5の濃度が国の暫定指針値を超えることが予測されると判断した場合、 大阪府全域に注意喚起を行うこととしています。

【2】騒音の状況

市内の環境騒音を把握するために、本市では道路に面する地域29地点と一般地域24地点を 5年以内に1回のローリング方式で、環境騒音モニタリング調査を実施しています。

騒音の環境基準は、道路に面する地域と一般地域のそれぞれに基準が定められています。

1. 道路に面する地域

道路に面する地域とは、自動車の音が主な騒音となっている地域です。

平成29年度は、道路に面する地域7地点で調査したところ、交通量の多い地域の一部で基準を超過したものの、面的評価による環境基準の達成状況は95.8%となりました。

(注)面的評価とは、道路から50mの範囲にある住居等の立地状況を考慮し、環境基準値を達成する戸数及び割合を面的に把握することによる評価方法のことです。

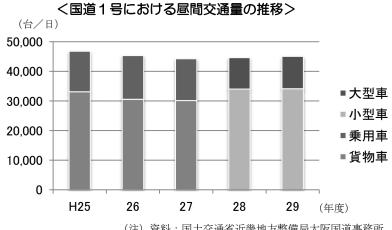
2. 一般地域

一般地域とは、道路に面する地域以外の地域です。

平成29年度は、一般地域8地点で調査したところ、すべての地点で環境基準を達成しました。

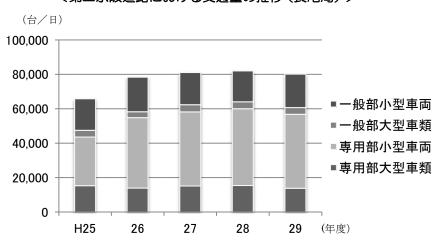
【3】自動車交通の状況

国道1号(京阪国道)における昼間交通量は、わずかに減少傾向で推移しています。



(注) 資料: 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 ※平成28年度に用途別から車種別へ統計方法の変更あり。

平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、増加傾向で推移しています。



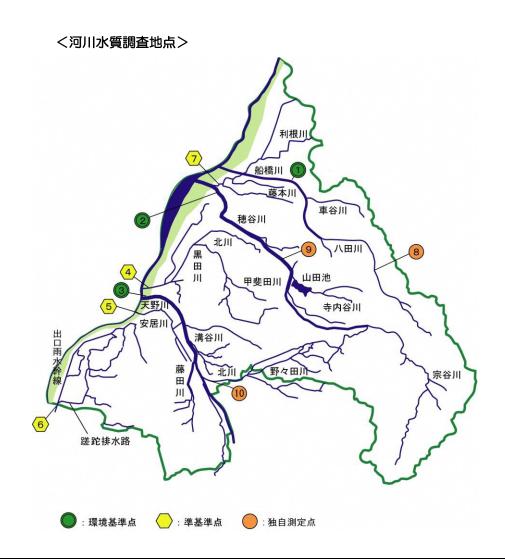
<第二京阪道路における交通量の推移(長尾局)>

第3章 水環境

【1】河川水質の状況

市内河川の水質把握のため、河川 10 地点で水質調査を実施しています。

水質汚濁に係る環境基準は、有害物質等の人の健康の保護に関する環境基準と、BOD(生物化学的酸素要求量)等の生活環境の保全に関する環境基準があります。



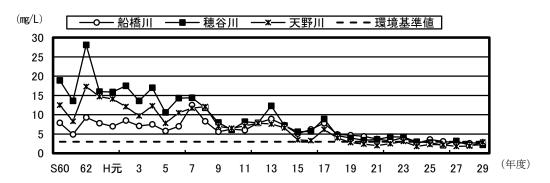
番号	河川等名	地点名	番号	河川等名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	6	出口雨水幹線	枚方寝屋川市境
2	穂谷川	淀川合流直前 7		藤本川	淀川合流直前
3	天野川	淀川合流直前 8		船橋川	新宇治橋
4	黒田川	西ノロ樋門	9	穂谷川	穂谷川新橋
5	安居川	淀川合流直前	10	北川	北川流末

平成 29 年度は、河川の汚れを見る指標のひとつであるBODが、環境基準点 3 地点(天野川・船橋川・穂谷川) すべてで環境基準を達成しました。

また、有害物質等の環境基準について、すべての地点で達成しました。

環境基準点でのBODの 75%値は、年度によって若干変動があるものの減少してきており、河川の水質は改善傾向にあります。

<環境基準点でのBOD75%値の推移と環境基準値との比較>



(注) **75%**値とは、年間の同一地点の測定データを小さいものから順に並べ、全測定回数に **0.75** を乗じて得られた数(n) 番目に相当する測定値を示します。BODの環境基準の達成状況は、この値をもって評価します。

BOD(生物化学的酸素要求量)とは?

BODとは、河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、水の汚れ(有機物)が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。

この数値が大きいほど、水中の汚れの量が多いことを示しています。

【2】地下水質の状況

地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するため、地下水質の調査を行っています。

市域の全体的な地下水質の状況を把握するため、市内を 5 地区に区分し、毎年 3 地区から 1 井戸ずつ選択し、2 年で全地区を一巡するよう概況調査を実施しています。平成 29 年度の概況調査では、すべての井戸で環境基準を達成しました。

新たに汚染が発見された場合には、その広がりや原因を調べるため、周辺の井戸を調査します。 平成 29 年度は新たに汚染が発見されなかったため、汚染井戸周辺地区調査は実施していません。

継続的に汚染の監視等が必要と判断した場合には、経年的なモニタリングを実施します。平成 29 年度は 9 地区で調査を行いました。なお、汚染の改善が一定期間以上みられた場合には、再度 周辺の井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、調査を終了することとしています。

第4章 土壤・地盤環境

【1】地盤沈下の状況

1. 枚方市地盤沈下水準測量

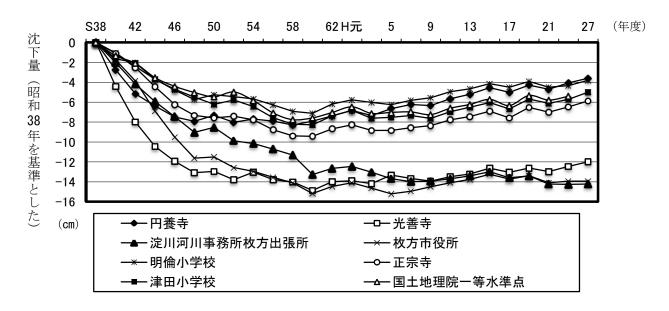
地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置しています。現在は地盤沈下が沈静化しているため、3年に1回水準測量を実施しています。

平成27年度に実施した枚方市地盤沈下水準測量の結果は、前回の平成24年度の観測値と比べて、すべての水準点で大きな変動はありませんでした。 ⇒第4部資料編 P78:詳細

2. 阪神地区地盤沈下広域水準測量

国(国土地理院)と大阪府が、阪神地区地盤沈下広域水準測量の一環として枚方市内8地点で水準測量を実施しています。現在は地盤沈下が沈静化しているため、3年に1回水準測量を実施しており、次回実施は平成30年度の予定です。

<国・大阪府水準点における経年沈下量>



※国土地理院水準点は平成28年度に水準点の再設を行った。

3. 地下水位測定

地盤沈下は、過剰な地下水の採取により地下水位が低下し、地下の帯水層の上下にある粘土 層中の水が搾り出され、圧密することにより引き起こされる現象です。このことから、地盤沈 下の兆候を把握するために、市域の地下水位状況を監視しています。

平成 29 年度に本市が実施した 5 地区の地下水位の測定結果では、過年度と比較して年平均値に大きな変動はありませんでした。

なお、本市が実施する地下水位測定のほか、平成26年4月から、枚方市公害防止条例の改正により、届出対象の揚水施設の設置者に対して、揚水施設の用途に応じて地下水位の測定・記録と市への報告を義務付け、データの蓄積に努めています。

第5章 化学物質

【1】環境中の化学物質の状況

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の焼却の過程等で意図せず生成してしまう物質で、発がんを促進する 作用、甲状腺や免疫機能の低下を引き起こすなどの影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、ダイオキシン類の調査を実施しています。

平成29年度は、大気1地点、河川水質3地点及び河川底質3地点、地下水質1地点、土壌1地点において調査し、いずれも環境基準を達成しました。 ⇒第4部資料編 P79:詳細

2. アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼす おそれがあることが知られている物質です。

平成 29 年度は、大気中のアスベスト濃度を 3 日間 1 地点で測定し、世界保健機関 (WHO) の環境保健クライテリアと比べて低い濃度でした。 ⇒第4部資料編 P80:詳細

(注)世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア

「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、 $1\sim10$ 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

3. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称です。現在、環境省により 248 物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質が優先取組物質として選定されています。

平成29年度は、優先取組物質のうち、測定法が確立している物質を2地点で測定したところ、いずれも基準値または指針値を下回りました。 ⇒第4部資料編P80:詳細

第6章 ごみの処理量

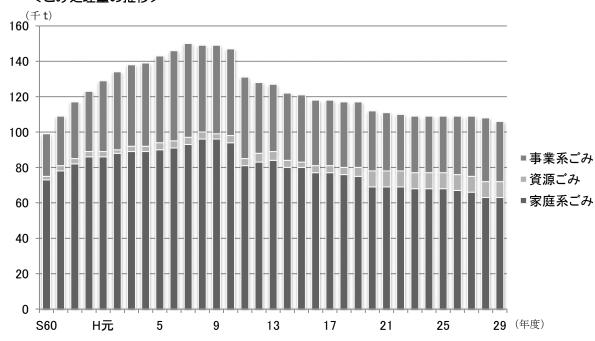
【1】ごみの状況

本市のごみ処理量は、平成7年度にピーク(約15万t)を迎えた後、ごみ減量施策として、 ごみ袋の無色透明・白色半透明化、粗大ごみ予約戸別収集、大型ごみ有料化や、事業系ごみ減 量に向けた指導等を実施してきたことにより、減少しています。

平成 29 年度はピーク時の平成 7 年度に比べ、約 4 万 t (28.9%)減少し、ごみ処理量は約 11 万 t でした。

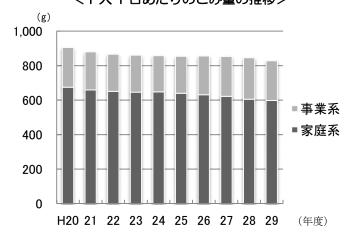
⇒第4部資料編 P98: 平成 29 年度のごみ処理工程及びごみ処理量

くごみ処理量の推移>



平成 29 年度の1人1日あたりのごみ量は 828g(集団回収を含む。)で、前年度に比べて18g(2.18%)減少しました。なお、全国平均925g(平成28年度)や大阪府平均950g(平成28年度)と比較して、低い値となっています。

<1人1日あたりのごみ量の推移>



第3部

- 平成29年度における
 - 第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況
 - 第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち
 - 第2章 地球環境への負荷が少ないまち
 - 第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生 するまち
 - 第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保 されたまち
 - 第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が 確保され、資源が循環しているまち

第3部 平成29年度における第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち

【1】環境教育・環境学習の推進

1. 学校における環境教育・環境学習の推進

主な取り組み

(1) 学校版環境マネジメントシステム (S-EMS) 事業

すべての教職員が環境について認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かすため、平成18年度から学校園における独自の環境マネジメントの一環として、すべての市立学校園で市独自の「学校版環境マネジメントシステム」(S-EMS)に取り組んでいます。

S-EMSは、環境管理総括者(教育長)が策定した環境方針をもとに、各学校園において環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成した上で、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを実施するものとなっており、電気、ガス及び水道の使用量と二酸化炭素排出量については、S-EMSの趣旨を踏まえ、削減に取り組みます。

また、緑のカーテンや緑のじゅうたんの環境教育への活用、生ごみの堆肥作りと野菜栽培への活用、幼稚園と近隣小中学校とのエコ連携活動、企業や市役所職員による環境学習講座の受講など、各学校園独自の環境保全の取り組みを実践しています。

これらのS-EMSの取り組みについては、各学校園において、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議環境教育サポート部会の協力のもとに実施しています。

各学校園におけるS-EMSの取り組みについては、市による書類審査を行います。

平成**29**年度は、審査の結果、全**71**学校園において環境目標に向けた取り組みの継続が確認されました。

(2)環境出前学習の実施

平成 18 年 9 月に策定した「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマである「幼児の学びづくり」を進めるため、市民団体、市民及び市職員が講師となって保育所(園)・幼稚園で環境出前学習を実施しています。

平成 29 年度は、パッカー車体験、しぜんハイキング、エコレンジャーショー、はがきづくりの 4 つのメニューを、保育所(園)・幼稚園で計 52 回の出前学習を実施し、延べ 5,619人の園児が参加しました。

<環境出前学習 メニュー>

メニュー	内容		
しぜんハイキング	・散策や昆虫、植物の説明を通じての自然体験学習		
パッカー車体験	・紙芝居「3つのお約束」の実施 ・パッカー車でのごみの収集体験		
エコレンジャーショー	・環境破壊から地球を守る「エコレンジャーショー」の開催 ※パッカー車体験または紙芝居「3 つのお約束」と同時開催		
はがきづくり	・紙芝居「みるくくんのだいへんしん」の実施・牛乳パックからのはがき作り		

(3)環境副読本による環境教育

子どもたちの環境に対する関心を高め理解を深めるため、小学 4~6 年生を対象とした環境 副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内すべての小学校 4 年生に配布していま す。本市のごみの話や環境の現状、地球環境の保護、環境出前授業などを掲載しています。 平成 29 年度は、4.135 部を配布し、副読本を活用した環境教育を行うことができました。

(4)「ひらかたみんなのエコライフつうしんぼ」の取り組み

環境保全への興味・関心を高めることを目的に、市内小学校 **4**~**6** 年生を対象とした「ひらかたみんなのエコライフつうしんぼ」を作成し、夏休みの課題として配布しています。

平成 29 年度は、19 校の 4~6 年生 2,393 人から、取り組んだ内容・感想などの提出がありました。毎日取り組むことで、家族ぐるみの省エネルギーの意識の向上を図ることができ、地球温暖化をはじめとする環境問題により深い関心を持つきっかけとなりました。

(5)教職員環境教育関係研修事業

教職員に対する環境教育関係研修として、2年目小中学校教諭研修・総合的な学習の時間 実践研修・理科担当者研修を行っており、平成29年度は、計4回実施しました。この研修を 通して、自然の大切さや環境保全の必要性をより深く知ることで、学校における環境教育の 充実を図りました。

2. 地域における環境教育・環境学習の推進

(1)環境講座の実施

ひらかた環境ネットワーク会議が実施する環境講座に対して補助を行い、平成 29 年度は 23 回の環境講座を開催しました。環境講座の実施を通して、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進しました。

<平成29年度の環境教育・環境学習>

イベント名	回数	内容
スターター講座	2回	身近な環境に関心をもち、環境活動を始め てもらうきっかけとなるよう開講
環境ミニ講座	9 回	普段の何気ない暮らしの中でのエコなく らしのヒントを持ち帰るための講座
自然エネルギー学校	3 回	再生可能エネルギー導入施設の見学や座 学、意見交流など実施
くらわんか塾	3 回	学校や幼稚園、地域などに出向き環境啓発 活動として行う"出前授業"の担い手を養 成するための講座
マイゴーヤ説明会	6 回	温暖化防止活動の一環として、ゴーヤを栽培し、緑のカーテンを作るための講習会

【2】環境保全活動の推進

1. 総合的な環境保全対策の推進

主な取り組み

(1)環境マネジメントシステムの運用

① 本市の環境マネジメントシステムについて

本市では、環境保全に率先して取り組むための一つの手段として、平成 13 年度から平成 24 年度にかけて、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 1 4 0 0 1 の認証を 取得、継続し、環境保全の取り組みを推進してきました。そのなかで、環境マネジメントのノウハウを習得するとともに、職員の環境意識の高まりやエネルギー使用量の削減に向けた取り組みが定着してきたことから、環境保全活動の一層の推進とさらなる事務の効率 化を図ることを目的に、本市の組織体制や活動に適した独自の環境マネジメントシステム に切り替え、平成 25 年度から「枚方市環境マネジメントシステム」(H-EMS)を運用しています。

② 枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)の概要

H-EMSは、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検・評価)、Action (見直し)を行いながら、継続的に取り組む本市独自のマネジメントシステムです。

「第2次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策・事業の進捗管理のほか、「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」に基づくエネルギー管理やエコオフィス活動についても、システムの年間スケジュールに組み込むことにより、本市の環境配慮活動を総合的にマネジメントしています。

⇒第4部資料編 P81~82: 平成29年度の環境マネジメントシステムの運用

(2) グリーン購入の推進

環境に配慮した物品の購入・利用を進めるため、平成 14 年 12 月に「枚方市環境に配慮した物品の購入(グリーン購入)推進指針」を策定し、市役所の事務及び事業を執行する上で必要な物品等について、環境に配慮した物品を選定するよう取り組みを進めています。平成15 年度からは「グリーン購入実施行動計画」に基づき、毎年度目標を設定し、グリーン購入の推進及び、実績の管理を行っています。

平成29年度は、96.2%の物品について、環境に配慮した物品を購入しました。

(3)公共工事における環境配慮

公共工事において、環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械の使用を行 うとともに、建設リサイクル材の利用や土砂、砕石、アスファルト合材などの建設資材の再 資源化を推進しています。

平成 29 年度も引き続き、工事発注時に環境に配慮した仕様書や設計書を作成するととも に、工事に際しては、再生材の利用、再資源化、環境配慮型建設機械の使用を実施しました。

2. 市民・事業者の環境保全活動の推進

主な取り組み

(1)環境表彰の実施

ごみ減量、まち美化、自然保護などの環境保全活動を普及・啓発するため、環境保全活動への熱心な取り組みをされている市民・事業者に対して環境表彰を行っています。

平成30年2月3日の「ひらかたエコフォーラム2018」において、枚方市環境表彰を1名と3団体に、学校園環境表彰を9校園に行いました。

(2) NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援

NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者・行政がパートナーシップを 形成し、環境の保全と創造についての取り組みを積極的に行うために設立された団体で、本 市では、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が実施する環境保全活動を支援していま す。

平成 30 年 3 月 31 日現在の個人会員数は 124 人(正会員 78 人、賛助会員 46 人)、非営利団体会員数は 19 団体(正会員 16 団体、賛助会員 3 団体)、営利団体会員数は 4 団体(正会員 4 団体)です。

平成 29 年度は、ひらかた環境ネットワーク会議が実施する「温暖化対策事業」、「環境講座開催事業」等に対して支援を行い、「自然エネルギー学校」、「くらわんか塾」、「ひらかたエコフォーラム 2 0 1 8 」を本市と共催しました。

(3) 枚方市地球温暖化対策協議会事業

市域における二酸化炭素の排出削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「枚方市地球温暖化対策協議会」を平成21年4月に市内事業者と本市で設立しました。協議会では、市のホームページやメールマガジンによる情報発信、会員事業者による出前授業・講座の実施、「ライトダウンキャンペーン」や「打ち水大作戦」への参加・協力、協議会PRイベント「環境広場」などの取り組みを実施しています。

平成 29 年度事業計画に基づき活動した延べ事業所数は、807 社でした。 なお、会員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在 116 社となっています。

(4)環境マネジメントシステム認証取得促進事業

環境保全に対する意識の高い企業の育成を図り、持続可能な社会経済の実現に役立てるため、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 1 4 0 0 1 及び環境省が策定したガイドラインであるエコアクション 2 1 の認証を取得しようとする中小企業者に対し、経費の一部の補助を行ってきました。平成 29 年度は交付申請がなく、事業は平成 29 年度末で終了しました。

3. 環境情報の提供

主な取り組み

(1)「ひらかたの環境(環境白書)」の発行

「ひらかたの環境(環境白書)」は、本市の環境の状況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をお知らせすることにより、環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の取り組みを促進することを目的に、毎年度発行しています。

市役所別館 6 階の行政資料コーナー、市役所分室 2 階の縦覧室に配架しているほか、市内図書館で貸し出しを行っています。また、平成 22 年版以降のひらかたの環境(環境白書)は市のホームページに掲載しています。

(2)「ひらかたエコカレンダー2018」の発行

1年を通して市の環境保全の取り組みを示す「エコカレンダー」を、平成 25 年度から発行しています。

平成 29 年度は、一般配布のほか、小学校 4~6 年生及び中学校 1 年生の全クラス、留守家庭児童会室、幼稚園 7 園に配布・掲示することで、市の環境保全に関する取り組みを広く紹介しました。また、表紙に環境ポスターコンクールの受賞作品を掲載しました。

(3)「環境データ集」の発行

市内の河川の水質や大気の状況を継続的に監視し、年度ごとに調査結果を取りまとめ「環境データ集」として公表しています。

市役所別館 6 階の行政資料コーナー、市役所分室 2 階の縦覧室に配架しているほか、市内図書館で貸し出しを行っています。また、平成 22 年版以降の環境データ集は市のホームページに掲載しています。

(4)環境情報コーナーの運営

市民が環境への理解を深め、気軽に環境に配慮した行動や取り組みを行えるよう、環境情報の発信や環境教育、環境啓発の拠点として、サプリ村野2階に「環境情報コーナー」を設置しています。

家庭の電気量などを表示する省エネナビの無料貸し出しや、枚方で見ることができる昆虫の標本や天野川の魚の水槽展示、自転車発電体験などを行っています。平成 29 年度には、屋上に設置している太陽光発電の発電状況を見ることが出来るディスプレイを設置しました。また、ゲーム感覚の走行体験により環境にやさしいエコドライブを学ぶことのできるエコドライブシミュレーターなども常設しており、環境にやさしい行動や取り組みなどを楽しく学ぶことができます。

平成29年度は、3.029人が環境情報コーナーを利用しました。

(5) 中央図書館エコライフコーナーの充実

中央図書館 4 階フロアに 3 R (リサイクル、リユース、リデュース) に関する図書を集めた「エコライフコーナー」を常設しています。

平成 29 年度は、自然環境の保全など社会問題や、衣服のリフォームといった日常生活における節約をテーマにしたエコライフコーナーの資料を厳選したことにより、貸出冊数が平成 28 年度を大きく上回る 1,152 冊となり、市民の環境保護理解に役立つ読書活動を支援しました。

(6) 広報ひらかた・エフエムひらかたによる環境保全の啓発

広報ひらかたに、路上喫煙の制限や野生動物への注意の呼びかけなど環境に関連した記事 を掲載し、啓発に努めています。

また、環境に対する取り組みや市域で開催される環境に関するイベントの情報を市民等に 提供する番組「環境定期便」を、エフエムひらかた(77.9MHz)で毎月2回、第2週と第3週(再放送各1回ずつ)に放送しています。

⇒第4部資料編 P83:平成29年度の環境定期便のテーマ一覧

第2章 地球環境への負荷が少ないまち

【1】地球温暖化対策の推進

1. 温室効果ガス排出抑制対策の推進

主な取り組み

(1) 節電・省エネ行動促進事業

家庭における節電・省エネ行動を促進するため、省エネ行動と省エネ意識の向上を目的として、分電盤に取り付けるだけで、家庭の電力使用量や二酸化炭素の排出量がリアルタイムでわかる「省エネナビ」の貸し出しを実施するとともに、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が主催する「ひらかた夏の省エネコンテスト」を後援しました。

平成 29 年度の省エネナビの貸し出しは 1 件、エコドライブシミュレーターは 76 回の使用 があり、市民の節電・省エネルギー行動の推進を図りました。

また、夏の電力需給ピーク時の家庭におけるエアコン利用を控えてもらうための取り組み として、王仁公園プールや、公共施設のロビーの避暑空間としての利用を呼びかけました。

(2) 枚方市地球温暖化対策実行計画改定事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 19 年 6 月に「枚方市地球温暖化対策 地域推進計画」を策定し、市民・事業者と連携・協力しながら、市域における温室効果ガ スの排出抑制に向けた取り組みを推進してきました。

社会情勢の変化等に踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを更に充実させるため、平成 25 年 3 月に「枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、温室効果ガスの排出量を平成 34 年度に平成 2 年度比で 29%以上削減する目標を掲げています。この計画は、平成 34 年度までを計画期間としていますが、この間、国のエネルギー政策が見直され、地球温暖化対策計画が策定されるなど、状況が大きく変化したことや、概ね 5 年後に

中間見直しを行うこととしていることから、平成30年度に計画を改定しました。

(3)地球温暖化防止庁内対策事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制対策を推進するため、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。平成25年3月には後継計画として「枚方市役所 CO_2 削減プラン(2013~2017年度)~枚方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)~」を策定し、温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン)を平成23年度比で5%削減することを目標に掲げて取り組みを行ってきました。

平成29年度の市役所の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)は $71,329t-C0_2$ で、基準年度である平成23年度と比較すると4.9%($3,675t-C0_2$)の削減にとどまり、目標を達成できませんでした。これは、平成28年度から稼動した第一学校給食共同調理場の新規施設の稼動の影響が大きいと考えられます。

平成30年度からは、「枚方市役所 CO_2 削減プラン($2018\sim2022$ 年度)〜枚方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)〜」に基づき、さまざまな取り組みを推進します。

<平成29年度発生源別温室効果ガス排出量	(二酸化炭素換算 t-CO₂)>
----------------------	------------------

発生源の種類	排出量(t-CO ₂)	割合 (%)
電気の使用	30 , 609 t-CO ₂	42.9%
一般廃棄物の焼却	31 , 694 t-CO ₂	44. 4%
都市ガスの使用	7 , 567 t-CO ₂	10.6%
ガソリン・軽油の使用	876 t-CO ₂	1. 2%
灯油の使用	70 t-CO ₂	0.1%
その他	511 t-CO ₂	0. 7%
総排出量	71, 329 t-CO ₂ **	100%

※ 各項目の小数点以下を含んだ総合計値

(4) 地域における地球温暖化防止の取り組み

地球規模の環境問題を解決していくためには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、それぞれの立場で省資源・省エネルギーなどの行動を実践していくことが必要とされています。 地球温暖化の原因とされている二酸化炭素の排出抑制のため、NPOなど多様な実施主体と連携・協力して、異なる形式の環境イベント・キャンペーンを継続的に実施し、多くの市民に地球温暖化防止を中心とする環境保全をアピールしました。

① ひらかたエコライフキャンペーン

省エネルギーの普及・啓発の一環として、「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施しています。

夏季(5月1日~10月31日)には、ノーネクタイ・ノー上着による軽装(COOL B I Z)の推奨と、適正な冷房温度(28° C)の設定の推進を、冬季(11月1日~3月31日)には、働きやすく暖かい服装(WARM BIZ)の推奨と、適正な暖房温度(20° C)の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

また、市役所及び関連施設は率先して、冬季の暖房温度の設定を19℃にしました。

② ライトダウンキャンペーン

環境省が実施する「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同し、枚方市地 球温暖化対策協議会と連携して、本市でもライトダウンキャンペーンを行っています。

平成 29 年度は、「ひらかたライトダウン 2 0 1 7」として、6 月 21 日~7 月 7 日までのキャンペーン期間に、自主的なライトダウンの呼びかけを行うとともに、6 月 21 日には「夏至ライトダウン」、7 月 7 日には「七夕ライトダウン」と位置付け、午後 8 時~10 時の 2 時間の集中取り組みを行いました。

また、留守家庭児童会の児童に対して、地球温暖化についての講話や「キャンドルナイト」などの啓発を実施し、768 人の参加があり、保護者あてに趣旨を説明する資料を配布しました。

③ 我が家のエコノート

「我が家のエコノート」は、NPO法人ひらかた環境 ネットワーク会議が、日常の生活スタイルを見直すきっ かけにしてもらうことを目的に、電気・ガス・水道の3 か月分の使用量を記入できるように作成した環境家計 簿です。

平成 29 年度は約 13.500 枚を配布しました。



④ ひらかたエコフォーラム2018

市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動の更なる推進を図ることを目的に、「ひらかたエコフォーラム2018」を平成30年2月3日にメセナひらかた会館において、本市、本市教育委員会、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の共催で実施しました。

エコフォーラムでは、環境保全の取り組みを行っている学校や団体、個人の方の表彰及び活動内容の紹介を行いました。また、ひらかた環境ネットワーク会議による「省エネコンテスト」各賞表彰、自転車による発電体験、企業・団体のブース展示などが行われ、会場には合わせて 430 人の来場がありました。

⑤ エコドライブの普及・啓発

環境情報コーナー(サプリ村野)にゲーム感覚の走行体験により環境にやさしいエコドライブを学ぶことのできるエコドライブシミュレーターを常設し、市民・事業者に対して省エネルギーの普及・啓発を行っています。

平成30年2月3日に開催したひらかたエコフォーラム2018においても、エコドライブに関するブースを出展し、多くの市民が体験しました。

(5) エコエ場化促進事業

地球温暖化対策を推進するため、製造業を営む企業が工場等に太陽光発電システムまたは LED照明を導入する際に要する経費の一部を補助する、枚方市エコ工場化促進奨励金制度 を設け、平成29年度の奨励金申請は2件でした。事業は平成29年度末で終了しました。

(6)防犯灯LED化促進事業

電気料金の削減や二酸化炭素の排出抑制のため、LEDの防犯灯に交換した自治会等に対し、1 灯あたり 12,000 円を上限に補助を行うことにより防犯灯のLED化を進め、平成 25 年度から 5 年間で合計 24,605 灯のLED化を行いました。

(7) 道路照明灯LED化事業

消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、市で管理している約3,100基の道路照明灯について、リース方式によりLED化を進め、これまでに合計2,360基のLED化を行いました。

(8)環境にやさしい公用バイク導入事業

平成 22 年 12 月に電動バイク 15 台を公用車として導入し、市役所、教育委員会、中央図書館、教育文化センター、第三学校給食共同調理場及び東部清掃工場で継続して活用しています。

2. 再生可能エネルギー等の導入促進

主な取り組み

(1) 公共施設及び未利用地への太陽光発電システムの導入

再生可能エネルギー利用促進のため、公共施設において太陽光発電を行っています。発電 した電気を施設内の設備で使用しているほか、一部の公共施設では売電を行っています。

平成 29 年度は枚方保育所と輝きプラザきららに太陽光発電設備を新規設置し、本市の公 共施設における太陽光発電量は、一般家庭約 341 世帯分の年間消費電力に相当する合計 1,229,011.6kWh でした。 ⇒第4部資料編 P84: 各施設の発電量

(2) 市民共同発電所への支援

市民の出資・寄付による市民共同発電所(太陽光発電や小水力発電等)の設置に向けた活動を支援しています。

(3) 大型太陽光発電システム「枚方ソラパ」の運用

太陽光発電の普及拡大を図るとともに、CO₂排出量の削減を目的に、リース方式で、淀川衛生工場敷地内の空きスペース 6,999 m²に出力 600kW の大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」を設置し、平成 25 年 7 月から稼動しています。

本施設を環境教育に活用するとともに、売電収入によりリース料をまかない、差し引いて 得た収益を地球温暖化対策事業に活用しています。

平成 29 年度の年間発電量は一般家庭約 198 世帯の年間消費電力量に相当する 713,577kWh でした。

3. ヒートアイランド対策の推進

主な取り組み

(1)緑のカーテン事業

緑のカーテンは、つる性植物で作る自然のカーテンで、日差しを和らげ、室温の上昇を抑える効果があります。本市では、平成 19 年度から緑のカーテンコンテストを実施し、さらに平成 21 年度から緑のカーテンモニター事業として、取り組む市民を募集し、参加者へゴーヤの苗を配布しています。



平成 29 年度は、モニター参加者が 169 人、コンテスト参加が 117 件あり、そのうち優れた 7 件(企業・学校部門で 3 件、個人部門で 4 件)の取り組みを表彰しました。

また、保育所や生涯学習市民センターなど市民が多く利用する市内公共施設にゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンの普及・啓発を図りました。

(2) 学校園緑のカーテン事業

市立幼稚園・小中学校では、ヒートアイランド現象に伴う夏季期間の教室等の気温上昇の緩和と幼児・児童・生徒の環境保全意識の向上を図るため、教室等の窓の外側に張り巡らせたネットにヘチマやゴーヤなどのつる性植物を絡ませて窓を覆う緑のカーテンの育成に取り組んでいます。

⇒第4部資料編 P87:緑のカーテン実施校

(3)暑気対策事業

市街地における夏の暑さを緩和する取り組みを行うとともに、電気に過剰に頼らない暑さ 対策を普及・啓発しています。

平成29年度は、7月26日、8月9日、8月27日に市役所周辺で打ち水を実施したほか、8月2日には、岡東中央公園で「クールダウン枚方〜みんなで打ち水大作戦2017〜」を実施し、保育所・民間企業約100名の参加により打ち水を行いました。

【2】地球環境保全対策の推進

1. 広域的な連携の推進

主な取り組み

(1) フロンの適正処理の啓発

フロンの回収と適切な処理を推進するため、フロン排出抑制法に基づき、庁内の対象機器 の管理を促し、オゾン層保護及び地球温暖化防止の啓発を推進しています。

第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

【1】自然環境の保全

1. 里山の保全

主な取り組み

(1) 森林ボランティア育成事業

里山保全に関する講義と実習で構成された「里山講座」を実施することにより、里山の現 状や里山保全の知識、樹木観察のノウハウなどを学び、市域の里山保全に携わる「森林ボラ ンティア」の育成に取り組んでいます。

平成29年度は、里山講座(全6回)を開催し、13人の参加があり、11人が修了しました。

(2) 里山保全活動補助事業

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を保全するため、「枚方市東部地域里山保全基金」を設置しており、平成30年3月31日現在の残高は17,198,739円です。

平成 29 年度は、基金を活用し、里山保全活動団体 6 団体に枚方市里山保全活動補助金を 交付し、木々の間伐や下草刈りなどの活動に必要な経費の一部を支援しました。

(3) 里山保全事業

津田地区及び穂谷地区の森づくり委員会の開催や里山保全活動団体との意見交換会、里山 関連イベント等を実施し、里山保全の取り組みを進めています。

平成 29 年度の森づくり委員会の開催回数は 2 回(津田地区 1 回、穂谷地区 1 回)でした。また、津田国見山のおおさか環状自然歩道を経由し、野外活動センターまでをコースとして、平成 30 年 3 月 24 日に「里山ウォーキング」を実施しました。ウォーキング途中に、里山ボランティア活動団体から里山の保全活動を紹介するなど、里山の現状について、市民に情報提供をしました。市制施行 70 周年記念事業の一環として、平成 29 年 4 月 9 日には「山桜コンサート」を実施しました。

(4)ナラ枯れ被害対策事業

全国的に被害が広がっているカシノナガキクイムシによるナラ・カシ類の集団枯損被害(ナラ枯れ)が、平成 22 年の夏に東部地域で確認されました。

平成 27 年度は、森防除事業として、伐倒くん蒸(被害木を伐倒し、薬剤を散布してビニールシートで覆う)50 m³分のナラ枯れ対策事業を実施しました。平成 29 年度も引き続きパトロール等情報収集を実施しましたが、市民が通行する自然歩道沿いには、大きな被害が見られなかったため、伐倒くん蒸処理は実施しませんでした。

2. 生態系の保全

主な取り組み

(1)第6回自然環境調査

市域の自然環境の特性や野生動植物の現況と経年変化を把握するため、昭和 63 年から平成元年にかけて第1回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」を実施しました。以降、概ね10年ごとに全域調査を、その間、概ね5年目に補完調査を実施しています。

平成29年度から30年度にかけて、補完調査となる第6回自然環境調査を実施しています。

⇒第4部資料編 P71~77: 確認種

(2) 特定外来生物の防除等

「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマの防除を行っており、捕獲頭数は年々増加しています。市民から被害の相談があった場合には、捕獲器を貸し出すとともに、捕獲後は、大阪府に措置を依頼しています。平成 29 年度は 64 頭を捕獲し措置を行いました。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可及びメジロの飼養登録(平成 24 年度から新規登録は不可)を行っています。平成 29 年度の有害鳥獣の捕獲許可は 87 件、メジロの飼養登録(更新)は 1 件でした。

3. 自然とのふれあいの場の確保

主な取り組み

(1) 自然保護啓発事業

自然環境を身近に感じ、大切にする心を育むため、児童とその保護者を対象とした水生生物や昆虫、植物などの自然観察会を実施しています。

① 水辺の楽校

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、「水辺の楽校」を大阪府枚方土木事務所との共催で、枚方いきもの調査会の協力を得て実施し、水生生物の観察や水質調査などを行っています。

平成 29 年度は 7 月 22 日に実施し、児童・保護者 56 人の参加がありました。



採取した魚は、環境情報コーナー(サプリ村野)において、水槽展示しています。

② セミの抜け設調査と自然工作

身近にいるセミの生態について学び、知識を深めることで、自然を大切にする心を育むことを目的に、NPOシニア自然大学校淀川自然クラブの協力によって実施し、枚方市民会館周辺で、セミの抜け殻を採集し、種類や数を調査した後、自然木を使った工作体験を行っています。

平成29年度は8月5日に実施し、児童・保護者50人の参加がありました。

③ 葉っぱの観察と工作

自然とふれあい、知識を深め、自然を大切にする心を育むことを目的に、枚方いきもの調査 会の協力によって、サプリ村野内に生えている樹木の葉っぱを採集し、採集した木の葉の 解説や木の葉を使った工作などを行っています。

平成29年度は8月11日に実施し、児童・保護者32人の参加がありました。

④ 夏の山田池公園昆虫教室

山田池公園に生息する昆虫を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、夏の山田 池公園昆虫教室を(財)大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会の協力で実 施し、昆虫の観察や講演会などを行っています。

平成29年度は8月19日に実施し、児童・保護者65人の参加がありました。

⑤ 葉っぱや木の実でナチュラルアート

山田池公園に生育する植物の観察と採集、葉っぱや木の実を使った工作などを通じ自然環境の大切さを学ぶイベントとして、NPOシニア自然大学校淀川自然クラブ協力のもと実施しています。

平成 29 年度は 11 月 18 日に実施し、児童・保護者 10 人の参加が ありました。



⑥ 自然環境を考える講演会

枚方に残る身近な自然や野生動物等の話を通じ、自然保護についての意識高揚を図ることを目的に、講演会を開催しています。

平成 29 年度は、淀川環境委員会 水域環境部会長 河合 典彦さんを講師に迎え、「枚 方から眺める淀川の環境」をテーマに、メセナひらかた会館大会議室で講演会を平成 30 年 1 月 20 日に開催し、46 人の参加がありました。

(2) 学校ビオトープ池整備事業

児童・生徒が身近に生き物と触れ合い、自然の美しさ・生命の尊さに気づき、地域の自然と 共存していく大切さを学ぶことを通して環境教育を推進するため、16 の市立小中学校において 学校内に設置したビオトープ池の維持管理を行っています。

(3) 景観水路の利用促進

景観水路は、市民のやすらぎと憩いの場として、親しみのある水辺空間を提供しており、 香里こもれび水路(香里ヶ丘)、水面廻廊(桜町)、せせらぎ水路(岡南町)の3か所を設けています。

(4)野外活動センター活性化事業

野外活動センターにおいて、野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図っています。

平成29年度は計28校の利用がありました。

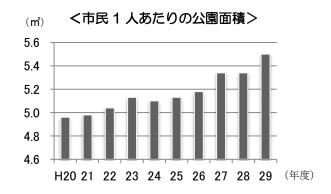
4. 緑の保全と創出

主な取り組み

(1)都市公園等維持管理事業

休息・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として潤いを与えてくれる公園は、緊急時の避難場所としての機能も持っており、その役割は重要です。

緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を 図るため、都市における緑とオープンスペースの果たす多様な機能に着目し、公園及び緑



地を計画的かつ効果的に整備し、緑の保全及び創出を図っています。また、緑化に関する誘導、整備等についても進めています。

平成29年度は、新たに10か所の都市公園を設置し、平成30年3月31日現在、502か所222.25haとなりました。市民1人あたりの面積は5.50㎡で、この面積は、全国の1人あたりの整備面積10.3㎡(平成27年度)と比較すると低い水準ですが、大阪府の3.77㎡(平成27年度)と比較すると高い水準にあります。また、公園の種類別にみると、街区公園と広域公園は比較的整備が進んでいますが、その他の公園についても、今後、整備を進めていきます。

⇒第4部資料編P85~86:都市公園の種類及び整備状況

(2) 緑化推進事業

緑に対する意識の高揚を図るため、緑化フェスティバルの開催や花いっぱい運動等の緑化 啓発事業を実施しています。

平成 25 年度に、花と緑のまちづくり基金を設置し、市民自らが提案・実践する花壇整備 や花と緑の拠点整備などの活動を支援する「花と緑のまちづくり事業」を開始しました。花と緑のまちづくり事業選定審査会で審査を行い、これまで花と緑の拠点づくり事業では9件、施設緑化事業では1件の事業が選定されました。本事業により、まちなかでみどりづくりを行う拠点として、花壇の整備やベンチ等の設置が行われ、緑化活動を通じた地域住民の交流の場となっています。





<平成29年度の緑化啓発イベント>

イベント名	日程	内容
	6月、12月、3月	公園・緑地等 54 か所に苗を配付
花いっぱい運動	9月、3月	小学校 35 校、中学校 8 校、公立幼稚園、保育所 21 か 所に種子・球根を配布
緑化フェスティバル	4月15日~17日	花苗・リサイクルチップ堆肥の配布、緑の相談所の設置、寄せ植え花壇コンテストや軽トラガーデン、遊具安全講習会、野だて等の実施
緑化講習会	6月2日	「初夏の寄せ植え」をテーマに講習会を開催
花しょうぶ株分け 講習会	6月19日、20日	花しょうぶの株分け方法について、希望者 60 人を対象に実演をまじえた講習会を実施
新生児誕生記念 苗木配付事業	6月、11月	785 人の新生児に誕生苗木を配付
都市緑化月間事業	10 月	私立保育園・幼稚園等 49 園に球根・肥料を配付
菊花展	10月26日~11月13日	菊苗、花苗、リサイクルチップ堆肥の無料配布及び「あおぞら講座」、「菊・聴くラリー」を実施。また、公共施設及び岡東中央公園などに約640鉢、市民の森に約120鉢を展示。
小菊栽培講習会	4月~10月 月1回	公園アダプトプログラム参加者対象に実施。3団体、 45人参加。
緑化講習会	12月6日	「迎春の寄せ植え」をテーマに講習会を開催

(3) 星ケ丘公園整備事業

住宅密集地にあり、広域避難地である淀川河川公園を補完できる公園として、公園の南側の数少ない自然林を活かした形で、星ケ丘公園の整備を行っています。

平成 29 年度は、枚方市土地取得特別会計保有地の 2,000 ㎡買戻しを継続しました。

(4) 東部公園整備事業

東部地域の魅力を高め、市民スポーツ活動の活性化と緑の創出のため、自然と調和したスポーツ機能を備えた公園として、東部公園(尊延寺)の整備を行っています。

平成29年度は、グラウンドの照明及び音響設備の整備工事を完了しました。

(5) 緑のじゅうたん事業

環境保全に対する幼児・児童・生徒の興味・関心を高め、環境教育を推進するとともに、保護者・地域・学校の連携による「開かれた学校づくり」を進めるため、全市立小中学校の校庭の一部及び幼稚園の園庭の一部の芝生化を行っています。芝生は、教育活動や地域の行事等において有効活用を図っています。

⇒第4部資料編P87:緑のじゅうたん整備校

【2】「農」を活かしたまちづくり

1.「農」を守り、活かす

市内には、東部地区を中心に、市街地を取巻く農地を含め、約490haの耕地(近畿農林水産統計年報平成28~29年版)があります。これらの農空間は、農産物を生産する基盤としてだけでなく、防災、緑地空間、水源涵養、市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然に触れられる癒しの場など、多面的な機能を有しています。

近年、環境問題に対する関心が高まるとともに、消費者の視点に立った食の安全安心や食文化の継承等が求められてきています。農業は、自然環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない産業です。農業が将来にわたってその役割を果たし、また社会全体の持続的な発展に貢献していくためにも、自然環境との調和を基本とした取り組みが求められています。

主な取り組み

(1) エコ農産物普及・拡大事業

環境にやさしい農業を推進するため、「大阪エコ農産物」の普及を図っています。

大阪エコ農産物の普及・拡大に向け、販売会の実施や、認証を受けた農産物のほ場に掲示するための看板を配布しました。また、大阪エコ農産物が学校給食に使われていることをアピールするとともに、エコ農産物をPRするためのクリアファイルを作成し、枚方市立小学校5年生に配布しました。

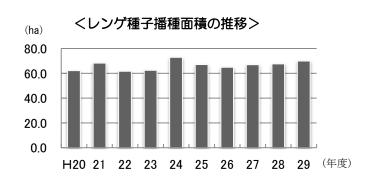
なお、平成 29 年度のエコ農産物認証申請栽培面積は 58ha です。

(2) ふれあい朝市開催支援事業

地元農家が栽培・収穫した新鮮な野菜を直接市民に販売する、「ふれあい朝市」の開催を支援しています。市内各地で定期的に開催されており、平成 29 年度は、10 の直販団体が 864 回開催しました。

(3)景観形成推進事業補助事業

平成11年度から、レンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」に取り組んでいます。平成22年度からは、大阪エコ農産物認証を得て、農協ブランド「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。



レンゲ栽培は、環境にやさしい農業を推進することにより、市民により安心で安全な農産物を供給するとともに、付加価値を付けることで農業振興に寄与することを目指しています。また、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持ってもらえるものと期待されます。

平成29年度は、レンゲ種子を購入した206の農家に対して補助を行い、レンゲ種子播種面

積は70haでした。

また、平成29年度は、大阪エコ農産物承認申請(集団申請)を、北河内農業協同組合代表 理事組合長を栽培責任者として147の農家で行いました。

(4) 学校給食生鮮農産物供給事業

枚方市産農産物を学校給食へ供給することにより、子どもたちへの食育を推進するとともに地産地消を促進し、地域農業の振興を図っています。平成 29 年度の学校給食に使用した市内農産物の品目数 (米・野菜) は 19 品目です。

また、児童の食農教育を通じて地産地消を推進するため、エコレンゲ米の学校給食への供給を行っています。平成 29 年度は、学校給食に使用する米の 2 か月分に相当する 41,029kg (玄米ベース)のエコレンゲ米を納入しました。

⇒第4部資料編 P88: 市内農産物の学校給食への利用実績

(5)新規就農者支援

講義と実技研修によって次代を担う農業者を育成する「都市農業ひらかた道場」を、平成 26年4月に開講しました。

しかし、平成27年度(退学)、28年度(辞退)と研修生がいなかったこともあり、29年度は募集を行いませんでした。今後は、「都市農業ひらかた道場」修了生以外も含めた5名の認定新規就農者が、農業経営の確立や安定化を図れるよう支援を行うとともに、「都市農業ひらかた道場」の費用対効果を考慮し、新たな新規就農者の確保に向けた仕組みづくりを推進します。

2.「農」とのふれあいの促進

主な取り組み

(1) ふれあいツアー開催事業

市内の農家が栽培した新鮮な農産物を市民が収穫する体験を通して、「農」と市民とのふれあいを促進しています。

平成 29 年度は、たまねぎやじゃがいもなどの収穫を 17 回実施し、3,616 人の参加がありました。

(2) 小学生食農体験学習支援事業

平成29年度の実施校は14校でした。

児童の「食」と「農」に対する理解を深めることを目的として、平成 22 年度から市内の小学生を対象に地元農業者の指導のもとに、植付けから収穫に至るまで(多くは米づくり)の農作業や、収穫した農産物の加工・調理・試食などの体験学習を支援しています。

第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

- 【1】環境にやさしいまちづくり
 - 1. 環境に配慮した開発への誘導

主な取り組み

(1)環境影響評価制度

① 環境影響評価

環境影響評価とは、開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者が事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

本市では、平成5年10月1日(平成27年12月14日全部改正)から枚方市環境影響評価条例を施行しています。

また、同条例第36条に基づき枚方市環境影響評価審査会を設置し、市長の諮問に応じて、環境影響評価に関する重要事項を調査・審議しています。

平成 29 年度は、(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業に係る環境影響評価事後調査報告書の提出を受けました(平成 29 年 8 月 2 日受理)。

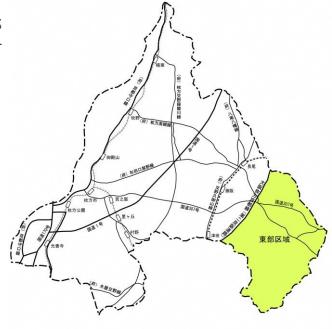
⇒第4部資料編 P89~95:環境影響評価条例に基づく受理状況等

② 環境影響評価制度の対象事業一覧

事業の種類	第1種対象事業	第2種対象事業
道路の建設		車線数 4 以上かつ 1km 以上
鉄道又は軌道の建設		長さ 3km 未満
		特殊な構造を有する鉄道
	ばい煙発生施設等の定格燃焼能力の合計	ばい煙発生施設等の定格燃焼能力の合計
工場又は事業場の建設	(重油換算)	(重油換算)
工場又は事業場の建設 ※1	2kL/時以上(工業専用地域以外)	2kL/時以上(工業専用地域のみ)
X 1	特定施設等の平均排出水量の合計	特定施設等の平均排出水量の合計
	1,000 ㎡/日以上(工業専用地域以外)	1,000 ㎡/日以上(工業専用地域のみ)
	一般廃棄物処理施設	
	処理能力 100 t /日以上	
廃棄物処理施設の建設	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設
完果初处连旭成り建议 ※1	バーナーの定格燃焼能力の合計(重油換	バーナーの定格燃焼能力の合計(重油換
×1	算)	算)
	2kL/時以上(工業専用地域以外)	2kL/時以上(工業専用地域のみ)
	最終処分場 1ha 以上	
住宅団地の新設		
土地区画整理事業	施行区域の面積 10ha 以上	施行区域の面積 5ha 以上 10ha 未満
市街地再開発事業	(東部区域は 5ha 以上)※2	(東部区域は 3ha 以上 5ha 未満)※2
開発行為		
樹林の伐採	3ha 以上(東部区域)※2	3ha 以上(東部区域以外)※2
池の埋立て		3ha 以上

(平成27年12月14日全部改正により、平成28年4月1日から施行)

- ※1 増設にあっては、増加分
- ※2 「東部区域」は、都市計画道路大阪枚方京都線(第二京阪道路)の長尾東町から津田南町までに係る区間線以東の区域



(2) 建築協定・まちづくり支援事業

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全することを目的として、お互いに守り合う制度です。 建築協定を結ぼうとする地域及び協定の更新を控えた地域に対する職員による出前講座や、自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して印刷費、郵送費、看板製作費等の補助を行う「建築協定締結補助金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。

平成30年3月31日現在、協定締結地区数は39地区です。

⇒第4部資料編 P96:建築協定地区一覧

(3) 地区計画の策定

良好なまち並みの形成や保全を図るため、地区の状況や特性に応じて地区計画を定めています。

平成30年3月31日現在、地区計画は14地区です。

2. 環境負荷の少ない都市構造への転換

主な取り組み

(1) 幹線道路整備事業

交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を確保するために、市域中心部と東部地域を結ぶ枚方藤阪線、市域の東西幹線道路である牧野長尾線や中振交野線、、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線、市東部地域の補助幹線道路である長尾杉線の整備を進めています。

<平成29年度の取り組み内容>

路線名	取り組み内容
牧野長尾線	長尾播磨谷地区の整備工事(6 工区)
	JR学研都市線立体交差部の工事(JR施行)
	詳細設計 (7工区)
御殿山小倉線	用地再取得(土地開発公社)
	文化財調査
中振交野線	用地再取得(土地開発公社)
	整備工事
長尾杉線	用地測量(杉工区)
	詳細設計 (杉工区)

(2) 京阪本線連続立体交差事業

枚方公園駅付近から香里園駅付近間の鉄道の高架化を行い、踏切をなくすことにより、交通渋滞や事故の解消、都市交通の円滑化および分断されていた市街地の一体化を図ります。 平成 29 年度は、物件補償調査等を行い用地取得業務を実施しました。

(3)公共交通利用啓発活動の推進

市民・事業者と連携・協力し、公共交通の利用促進と環境にやさしい交通体系の確立に向けた取り組みを推進しています。

平成 29 年度は、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の協力を得て、公共交通が環境に優しく便利であることをPRするために、バスや鉄道路線をわかりやすく表示した「ひらかた交通タウンマップ」を 10,000 部作成し、市内公共施設に配架するとともに、市内転入者へ配布したほか、路線バスを利用し、乗り継いで市内の名所などを巡るイベント「バス!のってスタンプラリー」を春 (4月)、夏 (7月~8月)、秋 (9月) の 3 回実施し、合計 903人の参加がありました。

(4) ノーマイカーデーの推進

毎月 20 日のノーマイカーデーを推進するため、広報ひらかたへの掲載、エフエムひらかたでの放送などで普及・啓発活動を行っています。

平成 29 年度は、広報ひらかたに 6 回掲載し、エフエムひらかたに毎月情報提供を行いました。

(5) エコ通勤普及促進事業

環境にやさしいまちづくりを進めるため、環境負荷の少ない交通手段として、電車・バス 等の公共交通機関の利用や自転車、徒歩通勤を促進しています。

枚方市地球温暖化対策協議会の会員にアンケートを行った結果、平成 29 年度は、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む企業が 38 社あり、マイカー通勤可能な職種の限定、自転車通勤の補助、通勤バスの運行、マイカー通勤自粛日の設定等を行っていました。

また、職員の通勤時における公共交通機関の利用を促進するため、6月と12月のノーマイカーデーを含む1週間をエコ通勤ウィークとして設定し、市職員に公共交通機関等の利用等を呼びかけました。期間終了後に行った調査の結果、マイカー通勤する者のうち、期間中に1日でもエコ通勤を実施した者の割合は、6月が24.2%、12月が24.8%でした。

【2】美しいまち並みの確保

1. 環境美化の推進

主な取り組み

(1)空き家・空き地対策推進事業

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な 影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用 のための対応が必要とされています。

平成 29 年 4 月には、空き家等や空き地等に関する相談を最初に受け付ける総合相談窓口を 設置しました。法に基づく「枚方市空家等対策協議会」からの答申に基づいて、特定空き家等 への対応手順とその判断基準を定めた市の対応方針を策定し、運用しています。

平成29年度は、市内の空き家等の実態調査を実施し、空家等対策計画を策定しました。

(2) まち美化計画・まち美化行動計画の策定

清潔で美しいまちづくりを行うため、枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例に基づき、美化の推進のための基本的事項を定める「まち美化計画」を策定し、まち美化に関する施策を総合的に行っています。

現行の「第4次枚方市まち美化計画」(平成27年度~平成30年度)及びそのアクションプランである「枚方市まち美化行動計画」を具体的かつ計画的に推進するため、様々な取り組み事項についての目標設定やその達成に向けた進行管理を行っています。

<第4次まち美化計画における基本的事項>

基 本 的 事 項
市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に関する事項
飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項
市民等及び事業者に対する公共の場所における喫煙行為の制限に係る啓発に関する事項
ごみの不法投棄の防止に係る啓発に関する事項
不法屋外広告物掲出の防止に係る啓発に関する事項
落書きの防止に係る啓発に関する事項
市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項
まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項
道路や公園等の管理者として市が行う取り組みに関する事項
市民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項
まちの美観を維持するために必要なその他の事項

(3) まち美化啓発事業

市民の環境美化に関するモラル向上と快適な生活環境を確保するため、ポイ捨て防止キャンペーン、ポイ捨てや犬のふん放置を防止する啓発看板の配布、広報ひらかたやエフエムひらかたの活用など、環境美化に関する様々な啓発活動を推進しています。

平成 29 年度は、ポイ捨て防止の啓発看板を 67 枚、犬のふん放置禁止の啓発看板を 377 枚配布したほか、市民団体が主体となって地域のパトロールを行い、犬のふん放置ゼロをめざすイエローカード作戦の支援を行いました。

(4) 環境美化推進事業

天野川、船橋川及び穂谷川の清掃活動を「ひらかたクリーンリバー」と位置付け、清流の 復活、環境保全意識の向上等を目指し、各主催者が募ったボランティアにより、年1回1時 間程度、堤防などでごみ拾いの清掃活動を実施しています。

本市及び府枚方土木事務所は、軍手やごみ袋の支給、処分等を支援として行っています。

<平成 29 年度の各清掃活動の概要>

清掃活動名	実施日	概 要
天の川クリーン& ウォーク	平成 29 年 11 月 4 日	校区コミュニティ協議会・学校・市民団体・企業等で結成した天の川再生実行委員会の主催で実施しています。本市と大阪府は、事務局として参画するとともに、支援しています。
クリーンリバー船橋川	平成 29 年 9 月 3 日	楠葉橋から西河原橋は楠葉西中学校区地域教育協議会の主催 催、新登橋から下田近橋は招提北中学校区教育協議会の主催 で実施しています。本市と大阪府は支援しています。
クリーンリバー穂谷川	平成 29 年 11 月 5 日	本市と大阪府の共催により、地域住民等の参加者を募り、清掃活動を行っています。

枚方市路上喫煙の制限に関する条例の周知を図るとともに、路上喫煙禁止区域の周知等の 啓発を行っています。

平成 29 年度は、路面シールの張替え、啓発キャンペーン 2 回、歩行喫煙防止啓発看板 32 枚配布を行い、路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨ての防止に努めました。

(6) 公共場所のアダプトプログラム事業等

環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度から「アダプトプログラム」を試行し、平成14年から本格実施しています。

平成29年度は、61団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの 美化活動を行い、地域清掃登録団体246団体が行った清掃活動への支援として、専用袋の配布 やごみの回収等を実施しました。

さらに、国のボランティアサポートプログラム**3**団体、大阪府アドプト・プログラム**43**団体と三者協定を締結し、市民・事業者等の活動を支援しています。

(7) 不法投棄防止対策事業

不法投棄を防止するため、不法投棄多発地域を中心に、定期的なパトロールの実施や監視カメラ、警告看板の設置を行っています。

(8) 道路アダプト事業

公共場所のアダプトプログラム事業のうち、本市が管理する道路を対象に、道路アダプト 事業として、花苗などの提供や清掃活動等の支援など、地域環境美化活動を推進しています。

平成 29 年度は、16 団体が、本市が管理する道路において清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。

(9) 公園アダプト制度推進事業

地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく「公園・緑地のアダプト制度」 を推進し、地域環境美化活動を実施しています。

平成29年度の登録団体は170団体で、229か所の公園において活動しています。

2. 良好な景観形成の推進

主な取り組み

(1) 不法屋外広告物対策事業

屋外広告物法など関連法令に基づき、まちの美観を損なう不法屋外広告物の対策を推進しています。

平成 29 年度は、枚方市不法屋外広告物対策協議会による一斉撤去活動を 2 回、不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度による撤去を 288 回、市職員による撤去を 18 回実施しました。

(2)屋外広告物の規制・誘導

枚方市屋外広告物条例に基づき、公衆への危害の防止や地域の特性を踏まえた良好な景観 形成を推進しています。

平成 26 年度に実施した市民アンケートや実態調査から市独自の規制・誘導基準を盛り込み 枚方市屋外広告物条例を平成 28 年 10 月に施行しました。

また、屋外広告物についてさらに質の高い景観形成等を推進するため、平成 29 年 1 月に枚 方市屋外広告物ガイドラインを策定しました。さらに、平成 29 年 9 月には、枚方市屋外広告 物条例制度の周知及び安全啓発を推進するため、枚方市駅周辺で広告物を掲出している店舗 を対象にパトロール活動を行いました。

(3)景観形成事業

景観法や枚方市景観条例、景観計画に基づき、より良い景観への誘導を行い、地域の特性 を生かした良好なまち並み形成を図っています。

平成 29 年度は、専門的知識を有する景観アドバイザーの助言を聴くことのできるアドバイザー会議を 2 回開催するとともに、景観法に基づく届出等を 48 件受理しました。

3. 歴史文化遺産の保存と活用

主な取り組み

(1) 指定文化財保存整備事業

本市には多くの史跡や文化財があり、国・府等の指定文化財に指定されています。

枚方市文化財保護条例(平成5年)に基づき、市指定文化財の指定を行うなど文化財の保護を進めています。

平成 29 年度は、特別史跡百済寺跡再整備事業、楠葉台場跡保存活用事業、旧田中家鋳物 民俗資料館耐震・改修工事を実施しました。

⇒第4部資料編P97: 国、大阪府、本市の指定文化財

(2)特別史跡百済寺跡再整備事業

昭和 40 年から 42 年の整備後、経年によって各所の老朽化と損壊変形が目立ち、樹木の成長により、基壇の縁石や階段施設の歪みや崩落、不等沈下、舗装・表土の流出が顕著となっているため、雨水流出抑制対策を含めた再整備を行っています。

平成 29 年度は堂塔院内の東塔・中門基壇を当時の基壇外装である切石壇正積基壇で復元し、 西塔・金堂基壇を法面整形した後、芝を張って立体表示しました。

(3) 楠葉台場跡保存活用事業

平成 23 年 2 月に国の史跡に指定された楠葉台場跡は、全国で唯一残る河川台場であり、 堀や砲台場当時の土地区画が残っており、保存・活用を行っていきます。

平成 27 年度に史跡暫定整備が完了し、平成 28 年 9 月 1 日から史跡楠葉台場跡の全面開放を行い、市民が安全快適に利用できるよう史跡内の除草や清掃などを行っています。

(4) 枚方宿地区歴史的景観保全事業

貴重な町家の保全や一般の建物の歴史的な修景について補助を行うとともに、枚方宿地区の歴史的景観の保全整備を行っています。

平成 29 年度は、建物の歴史的な修景及び歴史的景観の保全及び整備のため設置された街灯の改造について補助を 7 件行い、歴史的街なみの形成を進めました。

(5) ひらかた菊フェスティバル事業

市の花である菊を市内外へ広く発信するため、「ひらかた菊花展」、「枚方宿街道菊花祭」、「市民菊人形展」、「ひらかた菊フェスティバルにぎわいイベント」を「ひらかた菊フェスティバル」と総称し、開催しています。

平成29年度は、10月26日から11月13日までの間、枚方市役所前や、岡東中央公園、枚方宿地区の会場に加えて、市制施行70周年事業として市立枚方宿鍵屋資料館にて「ひらかた大菊人形パネル展」を開催し、約26,000人の観客がありました。

(6) 菊人形支援事業

菊人形に関する文化の振興を図るため、菊人形文化を発信する「ひらかた市民菊人形の会」 への運営補助金の交付をはじめ、活動への支援を行っています。

同会では、人形菊の栽培、文化の宣伝、菊人形の展示等、年間を通じて活動を行っており、 平成 29 年度は「ひらかた菊フェスティバル」における「市民菊人形展」を含め、合計 7 回の 展示を行いました。

(7) 淀川舟運推進事業

淀川における舟運整備事業の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした「淀川 舟運整備推進協議会」に参画しています。

また、舟運再生機運の醸成や市民の河川への関心を高める取り組みとして、民間事業者が 枚方船着場と大阪市の八軒家浜船着場間を往復運航する舟運事業に対し、広報PR等の協力 を行っています。

第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

【1】循環型社会の構築

1. 枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進

平成28年3月に策定した「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」では、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、連携することにより、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指すことを基本理念に掲げ、4R(リフューズ・リデュース・リカイクル)を基本としたさまざまなごみの減量・リサイクルについて取り組むこととしています。本計画では、平成37年度を最終目標年度とし、ごみの排出量、ごみの資源化率、最終処分量、温室効果ガスの排出量、ごみの焼却量の各項目に目標値を設定しました。資源として利用可能な缶・びん、ペットボトル・プラスチック製容器包装、古紙・古布については資源ごみとしての適正排出を、手付かずの食品などの発生抑制が可能な厨芥類については発生抑制を促進することにより、計画目標の達成に向けて取り組みます。

2. 発生抑制行動の浸透

主な取り組み

(1) 4 R 啓発事業

ごみの減量に向けた4R(ごみを減らして環境にやさしい生活)の普及・啓発事業を推進しています。とりわけ、リフューズとリデュースによるごみの発生・排出の抑制を中心に、リユース、リサイクルについても周知・啓発を実施しています。

平成**29**年度は、レジ袋削減のためのマイバッグの持参やマイボトルの使用などの各種キャンペーン及び生ごみ堆肥化講習会を開催しました。

4 つのR

●リフューズ [Refuse]: 無駄にごみとなるものは断る心がけ

●リデュース [Reduce]: ごみが出ないようにする心がけ

●リユース [Reuse]: できるだけ繰り返し使う心がけ

●リサイクル [Recycle]: 資源として再生利用する

(2) ごみ減量講演会開催

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催しています。

平成 29 年度は、平成 30 年 2 月 3 日に「災害廃棄物が語ること」をテーマに、京都大学大学院地球環境学堂の浅利美鈴准教授を講師に迎えて講演会を開催し、86 人の参加がありました。

(3)ごみ減量フェア開催

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、市民団体等と連携して穂谷川清掃工場でごみ減量フェアを開催しています。

平成 29 年度は 11 月 5 日に開催し、約 4,000 人の来場者がありました。フェアでは、フリーマーケットや粗大ごみの中から再使用可能のものをリユース品として提供する無料抽選会を実施するとともに、「ひらかた夢工房」で活動している市民ボランティアによる木工製品や衣類、自転車の再生販売、無農薬野菜の販売、おもちゃの修理を実施しました。

また、辻学園栄養専門学校の学生が、食材を使い切る方法や残さず食べる大切さをテーマとしたメニューを紹介し試食ブースを出店しました。

(4) 枚方市環境ポスターコンクールの実施

ごみの減量化などの環境についての関心と理解を深め、各家庭でも積極的に取り組んでもらうことを目的に、小・中学生を対象とした「枚方市環境ポスターコンクール」を実施しています。

平成 29 年度の応募総数は、小学校 12 校、中学校 4 校から計 1,069 点あり、11 月 5 日開催のごみ減量フェアにおいて、市長賞 3 点、教育長賞 3 点、市議会議長賞 3 点、優秀賞 9 点、環境賞 43 点の作品を展示し、表彰しました。

(5) 清掃工場見学等環境啓発事業

穂谷川清掃工場及び東部清掃工場の施設見学や東部清掃工場のイベント「環境 Festa 氷室 ふれあい里の駅」を通して、家庭や事業所から排出されたごみのゆくえや処理方法について 理解を深めるとともに、ごみの減量・分別・適正処理等の啓発を行っています。

平成29年度の施設見学者数は穂谷川清掃工場で441人、東部清掃工場で4,424人でした。

(6) ごみの環境学習の実施

ごみ減量についての学習として小学校 4 年生に対して、職員が小学校へ出向き出前授業を行っています。

平成 29 年度は、「ごみとリサイクルの話・パッカー車収集体験」を 42 校で、「段ボール箱を使った生ごみの堆肥化」と「生ごみ堆肥を利用した野菜作り」を 16 校で実施し、5,632 人の児童が学習しました。

また、保育所(園)・幼稚園に対しては、紙芝居を使って、



食べ残しをしないことや後片付けをしてものを大事にすること、ごみは同じ仲間に分けて捨てることについての環境学習を 4,133 人の園児に実施したほか、中学校 3 校 435 人、高校 2 校 441 人に対しては「食品ロスの話」など学校、学年に応じた出前授業を実施しました。

3. リサイクルシステムの確立

主な取り組み

(1)生ごみ堆肥化事業の促進

生ごみの堆肥化を促進するために、NPO法人に委託し、コンポスト容器や有用微生物群 (EM; Effective Micro-organisms) を用いた生ごみ堆肥化モニターの募集と講習会を行っています。

また、より簡易に生ごみの堆肥化に取り組めるよう、ダンボールを使用した生ごみ堆肥化の講習会を開催しています。

平成 29 年度は、コンポスト貸与・EMモニター事前講習会や生ごみ堆肥化・土づくり講習会などの生ごみ堆肥化講習会を 14 回開催しました。

制度の種類		H29 実績値	啓発人数
		(世帯数)	(累計)
エーカ	コンポスト容器	8	4, 378
モニター 貸与	EM容器	30	1, 700
月	ダンボールによる堆肥化	5	521

〈平成29年度コンポスト容器等モニター貸与数と生ごみ堆肥化啓発人数〉

(2) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、ごみ減量について地域と行政との橋渡し役となることを目的に、 校区コミュニティ協議会、自治会等から推薦を受け委嘱しており、地域における市民のごみ 減量意識の高揚を図っています。

平成30年3月31日現在、市内の45小学校区で574人の廃棄物減量等推進員が活動しています。

(3)ペットボトル・プラスチック製容器包装の資源化事業

枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、ごみの減量と再生資源の利用を図ることを目的に、平成16年6月に「北河内4市リサイクル施設組合」が設立されました。平成20年2月には、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」が完成し、全市域での分別収集を行っています。

平成29年度は約4,821 t を収集し、北河内 4市リサイクルプラザ「かざぐるま」で中間 処理(選別・圧縮梱包)を行いました。

中間処理されたペットボトルとプラスチック製容器包装は公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会を通じて再資源化業者に引き 渡され、再資源化や再商品化されています。

(4) 再生資源集団回収報償金交付制度運用事業

平成6年度から、ごみ減量の促進とごみ問題の意識向上を図るため、子ども会や自治会などの団体が再生資源(古紙、古布等)の回収を自主的に行っている集団回収に対して報償金を交付しています。

平成29年度の登録団体数は608団体で、集団回収量は15.350 t、報償金額は約6.135万円でした。

(団体) (万円) 登録団体数 = 報償金 14,000 700 12,000 600 10.000 500 8,000 400 6.000 300 4,000 200

〈再生資源の集団回収に対する登録団体及び報償金〉

H20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 (年度)

100

(5) ひらかた夢工房の活用

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが行うため、穂谷川清掃工場内に「ひらかた夢工房」を設置し、地域環境学習及びリサイクル活動の拠点として活用しています。

2,000

0

平成29年度はボランティア団体による講習会や作製教室、発表会などを合計23回開催し、 196名の参加がありました。

(6) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量への努力に応じた費用負担の公平性確保 の観点から、家庭系一般ごみの有料化について検討を進めています。

平成29年度は、家庭系一般ごみの有料化に関する研究を行いました。

(7) 小型家電リサイクル事業

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型家電の適正処理や資源の有効利用の確保を図るため、小型家電リサイクルの実施に取り組んでいます。 平成29年度は、約67.57 t の使用済小型家電を回収しました。

(8)資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業

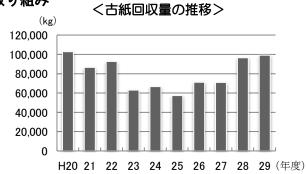
資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、巡回パトロールの強化や 制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図っています。

平成29年度は、3台のパトロール車で、延べ597回のパトロールを実施しました。

(9) 市役所関係の施設からのごみ排出抑制に向けた取り組み

市役所本庁舎内から排出される廃棄物を減量するため、平成12年1月から各職場にあったごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しています。

また、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、職員が分別した古紙の回収を行っています。平成29年度は99,130kgの古紙を回



収しました。そのほか、保存年限の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレットペーパーなどにすることにより、再資源化を図っています。

(10) 学校給食関係ごみ減量の推進

学校給食では、ごみの発生抑制、再使用・再生利用等により、資源の循環や燃焼ごみの減少を目指した取り組みを行っています。

学校給食の牛乳は再使用が可能なびんを使用しているほか、食材の梱包ダンボールやびん、 缶を専門業者にリサイクル処理を委託しています。

また、川越小学校など**10**か所の単独調理場に生ごみ処理機を設置し、調理過程で出る生ご みや残菜を堆肥化しています。さらに、学校の花壇等で活用することで、環境教育にも役立 てています。

(11) 廃油リサイクル事業

学校給食調理場から排出される揚物に使った後の廃油を液体石けんとして再生し、調理場で食器や食缶等の洗浄に使用する、廃油のリサイクルを行っています。

平成29年度は、約40 t の廃油をリサイクル業者に引き渡しました。

(12) 図書館での除籍図書のリサイクル

資源の有効利用を図るため、図書館で除籍した図書や雑誌を、希望者に無償で提供するコーナーを常設しています。

平成 29 年度は、不要図書 35,865 冊を団体や市民に譲り渡し、生涯学習の推進と除籍資料の有効利用や再利用につなげました。

(13) 溶融スラグの有効利用

東部清掃工場では、灰中のダイオキシン類及び減容化を目的として、ごみを焼却処理した際に発生する灰の全量を溶融処理しています。

発生する溶融スラグをインターロッキングブロックやコンクリート**2**次製品の資材として 平成**29**年度は**197**. **89** t を活用しました。

(14) 溶融飛灰からの金属資源の回収

東部清掃工場では灰の溶融処理に伴い発生する溶融飛灰について、これまで埋立て処分を 行っていましたが、平成26年度から金属類の再資源化を行う処理に変更することにより、処 分経費の削減や最終処分量の削減につながりました。

4. 排出者責任の徹底

主な取り組み

(1) 事業系ごみの減量指導事業

枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例に基づき、事業活動に伴って 月平均2.5 t 以上の一般廃棄物を排出する者(多量排出事業者)に対して、事業系ごみの減量 及び適正処理を促進するため、一般廃棄物管理責任者の選任や事業系一般廃棄物減量等計画 書の提出を求めるとともに、事業所への立入を行い、事業系ごみの排出状況の確認やごみ減 量のアドバイス等を行っています。

平成29年度は、多量排出事業者87事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任や事業系 一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、立入検査を行うなど、事業系ごみの減量指導を実施 しました。

(2) 剪定枝のチップ化事業

中宮浄水場及び市内の公園の剪定枝をチップ化し、植栽に散布するほか、イベントの際に市民に配布するなど、循環型社会の構築に努めています。

平成29年度は中宮浄水場で12.0m³、市内の公園で693.85 t をチップ化しました。

(3) 脱水汚泥肥料化事業

淀川衛生工場から排出される脱水汚泥について、堆肥化を行っています。

平成29年度は、446.65 t の脱水汚泥を堆肥化処分しました。

平成29年12月18日から希釈放流方式で処理を開始したことにより、脱水汚泥は排出されなくなったため、平成29年度で脱水汚泥肥料化事業は終了しました。

5. 環境に配慮した処理システムの構築

主な取り組み

(1) ごみ処理の流れ

一般家庭からでる家庭系ごみは、「一般ごみ」、「粗大ごみ」、「ペットボトル・プラスチック 製容器包装」、「空き缶、びん・ガラス類」に分け、企業や会社からでる事業系一般廃棄物も 収集・分別したうえで、焼却処理や資源化等を行っています。

「一般ごみ」は穂谷川清掃工場及び東部清掃工場で焼却処理を行っており、粗大ごみについては、東部清掃工場で破砕・選別処理を行った上で、資源化や焼却処理を行い、焼却灰等については大阪湾フェニックスで埋立処分等をしています。「ペットボトル・プラスチック製容器包装」は北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」で、選別・圧縮梱包した後に再商品化事業者に引き渡しを行っています。

また、空き缶、びん・ガラス類については民間施設で選別を行い、資源化を実施しています。

(2) 清掃工場でのエネルギーの有効活用

穂谷川清掃工場及び東部清掃工場では、ごみを焼却した際に発生する廃熱を利用し、発電を行っています。

両工場では、発電した電力を工場稼動に使用するほか、余剰電力を売電して、エネルギー の有効利用を図っています。

平成 29 年度における穂谷川清掃工場・東部清掃工場での発電量>

	発電量 (MWh)	発電した電気の使用方法
穂谷川清掃工場	8, 229	場内電気使用設備の電力、売電
東部清掃工場	28, 547	場内電気使用設備の電力、売電

6. 産業廃棄物の適正処理

平成 26 年 4 月の中核市移行に伴い、産業廃棄物処理業や施設の許可事務などの権限移譲を受け、産業廃棄物の適正処理について指導を行っています。

⇒第4部資料編 P99~101:市内で排出される産業廃棄物の状況及び処分量

主な取り組み

(1) 産業廃棄物処理業等の許可

産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設等に係る申請に対し、許可審査と立入検査を実施しています。

平成29年度は、許可を5件、立入検査を25件実施しました。

く平成29年度における産業廃棄物処理業等の許可事業所の状況>

	許可の内容	事業所数
産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業(積替え保 管を含む)	10
	うち、優良産廃処理業者	1
	産業廃棄物処分業	14
	うち、優良産廃処理業者	2
	特別産業廃棄物収集運搬業(積替 え保管を含む)	3
	特別産業廃棄物処分業	1
廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	6
	一般廃棄物処理施設	3

(注)優良産廃処理業者とは、遵法性、透明性及び環境配慮等の優良に係る基準に 適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者をいう。

(2) 産業廃棄物の適正処理指導

多量に産業廃棄物を排出する事業者やPCB廃棄物を保管する事業者へ立入指導を実施しています。また、廃棄物の野焼きや野積みを行う事業者へは、定期的なパトロールを実施しています。

平成29年度は、立入検査を90件、市内の定期パトロールを70日間にわたり実施しました。

【2】良好な水資源の保全と活用

1. 水環境の保全

主な取り組み

(1) 事業者への水質汚濁防止についての指導

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に 関する条例及び枚方市公害防止条例に基づく届出等の審査を行うとともに、公共用水域へ排 水する工場及び事業場に対して、立入検査や排水基準の遵守状況の確認を行っています。

また、下水道区域についても、下水道法や枚方市下水道条例に基づき届出等の審査を行う とともに、排水を下水道へ排除する工場及び事業場に対して、立入検査や排除基準の遵守状 況の確認を行っています。

工場及び事業場に対して適切な指導を行うことで、良好な水環境の保全を推進します。

(2)公共下水道(汚水)整備事業

下水道事業は、トイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路・河川などの公共水域の水質改善を図り、快適な水環境を創造するなど、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、重要な役割を担っています。

平成30年3月31日現在の公共下水道整備人口普及率は96.6%で、整備面積は3,429ha、整備人口は389,111人となりました。

⇒第 4 部資料編 P102:流域下水道別整備状況

(%) 100.0 95.0 90.0 85.0 80.0 75.0 70.0 65.0 H20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 (年度)

(3) 市民への公害防止啓発事業

市民の水環境への関心を高めるため、広報ひらかたやエフエムひらかたの活用、学習会や各種イベント等の開催を通して啓発事業を行っています。本市の河川や大気の状況についての情報を発信し、市民一人ひとりの意識の向上を促すことで水環境等の更なる改善を図っています。

さらに、公共下水道が整備されているにもかかわらず接続されていない家庭に対し、個別 訪問や文書により公共下水道への接続を促しています。

(4) 生活排水処理基本計画に基づく生活排水対策の取り組み

公共下水道や浄化槽で処理されず、河川や水路に流される炊事、洗濯や入浴など日常生活 に伴って排出される生活排水が、水質汚濁の要因となっています。

こうした生活排水の適正処理に関する基本的な方針や取り組みを定めた「枚方市生活排水処理基本計画」を平成16年9月に策定しました。その後、河川の水質汚濁防止と良好な生活環境を確保することを目的とした「第2次枚方市生活排水処理基本計画」を平成24年12月に策定し、公共下水道の整備や公共下水道への未接続家庭の解消、公共下水道整備区域外での合併処理浄化槽への転換、生活排水に関する啓発などを推進しています。

なお、平成 29 年度に第 2 次枚方市生活排水処理基本計画(改訂版)を策定しました。 平成 30 年 3 月 31 日現在の生活排水適正処理率は 97.5%です。

(5) 地下水汚染対策

地下水汚染の原因は、工場や事業場などで使用されていた有害物質が地下に浸透したもの、 不法投棄された廃棄物から汚染が発生したもの、天然に存在する物質によるものなど様々で す。さらに、汚染の広がる経路は地盤環境の状況によって変化するため、汚染原因と範囲を 特定することは困難であり、継続的な地下水質調査が必要な場合が多数を占めています。

また、汚染された地下水の浄化には多額の費用と長い時間がかかることから、汚染の発生を未然に防止することが重要であり、工場及び事業場で使用されている有害物質の種類と量などの使用状況調査を実施し、その適正な管理を指導することで地下水汚染の未然防止を図るとともに、地下水汚染が確認された場合には、原因物質の使用履歴がある周辺の工場及び事業場に対し、敷地内の調査を行うよう指導しています。

⇒第4部資料編 P102:地下水の浄化対策の概要

(6) し尿及び浄化槽汚泥の処理

市内の家庭及び事業活動に伴って生じたし尿及び浄化槽汚泥のほか、ディスポーザ排水処理システムの汚泥、建築物の排水槽のし尿を含む汚泥を淀川衛生工場で処理しています。

近年、公共下水道の整備が進み、し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量は年々減少し、それに伴う処理量の減少や、施設の老朽化に対応するため、現行の生物処理方式から、し尿等を地下水で希釈して公共下水道へ放流する改造工事を実施し、平成29年12月18日から希釈放流方式で処理を開始しました。

くし尿及び浄化槽汚泥等の搬入量の推移> (単位:kL)

年 度	25	26	27	28	29
し尿	4, 029	3, 607	3, 290	2, 885	2, 734
浄化槽汚泥等	17, 093	15, 838	15, 197	14, 939	12, 722
計	21, 122	19, 445	18, 487	17, 824	15, 456

(7) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用してし尿等の汚水を浄化する施設で、下水道の未整備地域 等に設置されます。戸建住宅で利用する小型のものから住宅団地や集合住宅の建設に伴って 設置される大規模なものまで、様々な大きさのものがあり、定期的な維持管理を怠ると水質 汚濁や悪臭の原因となることから、浄化槽法では適正な維持管理が義務付けられています。

平成 26 年 4 月の中核市移行に伴い、同法に基づく事務の移譲を受けたことから、届出等の 受理や適正管理の指導・啓発を行うとともに、浄化槽保守点検業者の登録制度により、要件 を満たす業者に登録証を交付しています。

平成 29 年度は浄化槽の設置 37 件、廃止変更等 289 件の届出と、浄化槽保守点検業者の登録申請 6 件、変更等の届出 10 件の受理を行いました。

また、601 施設について同法第7条及び第11条に基づく法定検査の結果報告を受理し、うち22件について改善指導を行いました。

(8)公設浄化槽設置事業

「枚方市生活排水処理基本計画」において、市域のうち公共下水道区域外では、浄化槽により生活排水を処理することを基本としました。第二京阪道路以東の東部地域において、公設浄化槽設置事業を平成18年9月から実施しています。

平成29年度は、設置希望者がありませんでした。

2. 水資源の有効利用

水資源の有効活用を図るとともに、雨水の浸透等により水資源が循環する都市づくりをめざ した取り組みを推進しています。

主な取り組み

(1)公共施設における雨水利用

雨水タンクを設置し、樹木等への散水やトイレの洗浄水などに有効に利用しています。

<公共施設における雨水利用状況>

施設名称	貯留容量	用途
南部生涯学習市民センター	38 m³	トイレ、植栽への散水
牧野生涯学習市民センター牧野北分館	0. 3 m³	技事。のサイ
(旧 市民交流センター)	0. 5 111	植栽への散水
交北公園	規模不明	植栽への散水
市役所本庁舎	0. 2 m³	打ち水、緑のカーテンへの散水
鍵屋資料館	0. 2 m³	打ち水、植栽への散水
東部清掃工場	100 m³	植栽への散水
		破砕棟(資源ごみ置場)清掃用散水、
穂谷川清掃工場	約 10 ㎡	破砕棟(資源ごみ置場)ストックヤ
		ード屋根冷却
小学校(45 校)	各 3 m³	緑のじゅうたん・緑のカーテン等
中学校(19 校)	各 3 m³	への散水
枚方市立やすらぎの杜(枚方市立火葬場)	15 m³	植栽への散水
中部別館	規模不明	植栽への散水

(2) 保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進

雨水の流出抑制及び舗装面の温度上昇の抑制のため、道路を整備する際は保水性・透水性 に優れた材料を使用しています。

平成 29 年度は、中振交野線道路整備工事 (その 2) や中宮第 2 号線道路整備工事 (3 工区) 等の車道部分に排水性舗装を、また、歩道部分に透水性舗装を行いました。

【3】良好な生活環境の確保

1. 総合的な公害防止施策の推進

(1) 枚方市公害防止条例

枚方市公害防止条例では、規制対象となる工場及び事業場の設置や施設等の変更を行う場合には届出が必要です。

さらに、本市が上水道水源地域に位置するため、有害物質による水質汚濁の防止を目的に、 公共用水域へ排水する事業活動を行うすべての工場及び事業場に対する一律の排水規制、地 盤沈下の監視のために、届出対象の揚水施設の設置者に対する用途に応じた地下水採取量や 地下水位の測定義務付け、騒音に関するものなど本市独自の規制を行っています。

(2) 公害防止協定

枚方市公害防止条例の規定に基づき、生活環境の保全を図るため特に必要とする工場及び 事業場と公害防止協定を締結しています。

平成30年3月31日現在、本市と公害防止協定を締結している工場及び事業場は45社です。

(3)公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定規模以上の施設を設置する特定工場において公害防止組織の整備を図ることで、公害の発生を未然に防ぐことを目的として作られた制度です。

特定工場では、公害の発生を未然に防ぐための措置の実施等が義務付けられた、公害防止 統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びこれらの代理者を選任し、届け出る必要 があります。

(4) 枚方市ペット霊園の設置等に関する条例

ペット霊園については、火葬に伴う煙の問題や葬祭契約にまつわるトラブルなどが全国的に起こっており、本市おいても、ペット霊園の廃止に際して利用者等との間でトラブルとなる事案が発生しました。

これらの問題に対応するため、本市では、ペット霊園の設置に対して地域の良好な生活環境の保全等を図ることを目的に、平成 29 年 10 月の枚方市環境審議会からの答申に基づき、「枚方市ペット霊園の設置等に関する条例」を平成 30 年 3 月に制定しました。

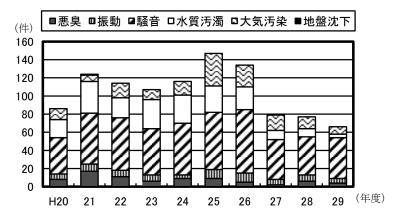
この条例は平成 30 年 7 月 1 日から施行し、ペット霊園の設置や拡大には許可が必要となり、 移動火葬車を使用して火葬を行う場合は届出が必要となります。

(4) 公害苦情及び水質事故の状況

平成29年度に本市に寄せられた 苦情は143件あり、その内訳は典型7 公害が66件(大気汚染8件、水質汚濁 4件、騒音45件、振動5件、悪臭4件、 地盤沈下及び土壌汚染0件)で前年度 より11件減少し、生活騒音など近隣 の間によるものが77件で、前年度よ り11件増加しました。

143件の苦情のうち、生産工場以

<公害に関する苦情の推移>



外に対する苦情が132件と全体の約92%を占め、その主なものは、建設や解体工事に伴う苦情で、61件ありました。

本市の大部分が上水道水源である淀川水系に属しており、万一、有害物質等による水質事故が発生すると、下流の水道原水に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、水質事故発生時には、下流への影響を防止するよう対策に努めるとともに、関係機関との連絡を密に図っています。

なお、平成29年度は、河川への白濁水や魚のへい死などの水質事故は発生しませんでした。

2. 大気環境の保全

主な取り組み

(1) 工場・事業場に対する大気汚染防止についての指導

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、届出に対して審査を 行うとともに、大気汚染物質発生施設を有する工場及び事業場に対して、立入検査や排出基 準及び設備基準の遵守状況の確認を行っています。

工場及び事業場に対して適切な指導を行うことで、良好な大気環境の保全を推進します。

(2) アイドリングストップ啓発事業

アイドリングストップに取り組み、広報ひらかたを通じて市民に啓発しています。

また、駐車場を設置しようとする事業者に対して、利用者へアイドリングストップを周知 するよう、指導を行っています。

(3)公用車における低公害車等の導入

「枚方市低公害車等導入指針」に基づき、公用車にハイブリッド車、天然ガス車、低排出 ガス認定基準かつ燃費基準早期達成車などの、大気汚染物質の排出が少なく燃費性能が優れ ている車(低公害車等)の導入を計画的に進めています。

平成 29 年度は、低公害車等を 16 台導入し、全公用車に占める割合は、平成 30 年 3 月 31 日現在 77.7%になりました。

(4) 野焼き行為防止の取り組み

廃棄物の不法な焼却行為(野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。野焼きの未然防止を図るため、パトロールを実施し、野焼きを発見した場合には、 枚方警察署や交野警察署と連携し、指導を行っています。

(5)悪臭防止の取り組み

悪臭防止法は、工場及び事業場から事業活動に伴って発生する悪臭を規制しています。本 市では、市域の全域を指定地域とし、工場及び事業場から発生する特定悪臭物質について、 敷地境界線、排出口及び排出水での濃度規制による規制基準を定め、悪臭の発生の防止に取 り組んでいます。

3. 騒音・振動の防止

主な取り組み

(1) 事業者への騒音・振動防止についての指導

① 工場・事業場に対する規制

騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の審査を 行うとともに、特定施設等を設置する工場及び事業場に対して、立入検査や規制基準の遵 守状況の確認を行っています。

本市では、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めており、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域や特定施設を有しない工場及び事業場にも範囲を広げて規制しています。

② 建設作業に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、くい打機などによる著しい騒音または振動を発生する作業を特定建設作業として、規制基準を定め、 事前の届出を義務付けています。

特定建設作業の届出段階で審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振対策などの指導を行っています。

③ 建築物の解体工事に伴う事前周知

建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成 20 年 10 月 に施行しました。

建築物の解体工事を実施する際には、解体床面積の合計が80 m²以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、本要綱に基づき、事業者に対して標識の設置と周辺住民等への周知を指導しています。

4. 土壌汚染・地盤沈下の防止

主な取り組み

(1) 事業者への土壌汚染・地盤沈下防止についての指導

① 土壤污染対策

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。 調査の結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域について、法では要措置区域、大阪府条例では要措置管理区域として指定し、土地所有者等に汚染の除去など必要な措置を指示しています。また、人の健康に関する被害が生じるおそれがない区域について、法では形質変更時要届出区域、大阪府条例では要届出管理区域として指定します。

平成 29 年度は、要措置区域 1 件、形質変更時要届出区域 3 件、要届出管理区域 1 件を指定し、要措置区域 1 件、形質変更時要届出区域 3 件の指定を解除しました。

② 地下水採取規制

枚方市公害防止条例では、地盤沈下防止のため、地下水の採取規制を行っています。 平成 26 年 4 月に、地下水採取について許可制から届出制へ移行し、採取量の削減努力の 対象を動力を用いて地下水を採取するすべての揚水施設設置者としました。届出対象の揚 水施設の設置者に対しては、揚水施設の用途等に応じて、構造上の基準や、地下水採取量 の報告義務のほか、地下水位の測定・記録及び報告義務を規定し、市と採取者による地盤 環境の監視を行っています。

5. 化学物質の適正管理

主な取り組み

(1) 事業者への化学物質についての指導

① 水質汚濁対策

水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、公共用水域に排出する工場及び事業場に対し、重金属類や有害物質について排水基準を設定し規制を行っています。また、工場及び事業場に対して使用している有害物質の種類や量の報告を求め、事業所指導の際に資料として活用を行っています。

② 大気汚染対策

大気汚染防止法で指定された有害大気汚染物質について、事業者に対し排出抑制に努めるよう指導を行うとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例により有害物質として規制された物質について、設備、構造、排出口の各規制基準を遵守するよう指導を行っています。さらに、浮遊粒子状物質や光化学オキシダント対策の一環として、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、揮発性有機化合物の排出抑制に努めるよう指導を行っています。

③ 化学物質管理制度

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下 PRTR 法)では、多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかについて、事業者に届出を課すことで、行政がこれらのデータを把握し、集計し、公表する仕組みを定めています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、PRTR 法による届出に加え、化学物質の管理計画、管理目標の決定及び達成状況の届出や取扱量等の届出について定め、化学物質による環境リスクのさらなる低減を図っています。

本市では、これらの化学物質管理事務について平成29年1月に大阪府から権限移譲を受け、 届出内容の審査及び化学物質の適正管理について指導を行っています。

④ アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機に大きな社会問題となった ことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品の製造が全面的に 禁止されています。

アスベストはその特性から、昭和30年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、それらの解体時における飛散を防止するために、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、アスベストを使用している建築物等を解体、改造及び補修する際に、事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守等が義務付けています。事前届出の1つである、アスベスト除去に関する作業実施届出が提出された場合には、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています。

⑤ ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、環境中にダイオキシン類を排出するおそれのある 廃棄物焼却炉などの施設を特定施設として定め、設置や構造等の変更時に届出が必要です。 また、ダイオキシン類の排出基準の遵守はもとより、排出ガス等の測定とその結果の本 市への報告などが義務付けられており、報告された測定結果は公表しています。

(2) 市施設におけるダイオキシン類の監視

市施設では、穂谷川清掃工場、東部清掃工場及びやすらぎの杜(火葬場)において排出ガス中や排水中等のダイオキシン類濃度の監視を実施しています。

平成29年度は、いずれの施設もダイオキシン類濃度は基準値等を満足していました。

⇒第4部資料編 P103~105: 市施設におけるダイオキシン類測定結果

第4部

資 料 編

第4部 資料編

【1】枚方市環境基本条例

平成 10 年 3 月 27 日 条例第 1 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
- 第1節 施策の基本方針(第8条)
- 第2節 環境基本計画(第9条·第10条)
- 第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第11条―第23条)
- 第3章 地球環境の保全の推進(第24条・第25条)
- 第4章 環境審議会(第26条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ 発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、 地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動 を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤 いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など 地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な"環境を思 いやるまち枚方"を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の 創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務 を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的 な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。
 - (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代 へ継承していくべきこと。
 - (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
 - (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
 - (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境 への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の 保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境 の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の 保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境 の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

- 第8条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
 - (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
 - (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
 - (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境 基本計画」という。)を策定しなければならない。
 - 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な 措置を講じなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施する に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行 い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するた め、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
 - **2** 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、 規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。
 - 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第14条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

- 第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものと する。
 - 2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の 減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、 市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力 等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全 と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実を図るとともに、環 境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるも のとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努める ものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、 環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努 めるものとする。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものと する。

第3章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

- 第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進 するものとする。
 - 2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、 市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなけ ればならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第25条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、 国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第4章 環境審議会

- 第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。
 - (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項
 - 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員 25 人以内で組織する。
 - 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
 - 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
 - 7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
 - 8 審議会は、その担任事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 11·一部改正)

附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号抄)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月16日条例第31号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

【2】環境行政推進本部

<平成29年度 環境行政推進本部における審議状況>

開催年月日	審議の内容等
	・第2次枚方市環境基本計画に基づく事業計画について
平成 29 年 6 月 9 日	・枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)の取り組みについて
	・枚方市地球温暖化対策実行計画の改定について

【3】審議会等

1. 環境審議会

〈平成29年度 枚方市環境審議会における審議状況〉

開催年月日		審議の内容等
平成 29 年 8 月 1 日	第1回全体会	・枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直しについて ・今後のスケジュールについて ・第2次枚方市環境基本計画等の進捗について ・平成28年度の環境の状況について
平成 29 年 8月 1日	第1回 計画改定部会	・部会長・副部会長の選任について・今後のスケジュールについて・枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定に向けて
平成 29 年 9月 7日	第2回全体会	・ペット霊園の設置等に関する規制について(諮問)・土砂埋立て等の規制について(諮問)・ペット霊園の設置等に関する規制について・土砂埋立て等の規制について・今後の取り組みスケジュールについて
平成 29 年 10 月 25 日	第3回全体会	・「ペット霊園の設置等に関する規制について(答申)」(案)について・「土砂埋立て等の規制について(答申)」(案)について
平成 29 年 10 月 30 日	第2回計画改定部会	・枚方市の地域特性について ・温室効果ガスの排出量の現況と将来推計について ・温室効果ガスの削減目標の考え方と計画に位置づける施策について ・市民・事業者アンケートについて ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 12 月 5日	第3回計画改定部会	・市民、事業者アンケート結果について・計画に位置づける施策について・計画の基本的事項について・今後のスケジュールについて
平成 30 年 2月 5日	第4回計画改定部会	・部会報告案について・今後のスケジュールについて
平成 30 年 3 月 22 日	第4回全体会	・地球温暖化対策実行計画の改定について

2. 環境影響評価審査会

く平成29年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況>

開催年月日	全体会・部会	審 議 の 内 容 等
平成 29 年 5 月 20 日	全体会	「枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設整備事業 に係る計画段階環境配慮書」について
平成 30 年 2 月 7 日	全体会	「枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設整備事業 に係る環境影響評価方法書」について

3. 廃棄物減量等推進審議会

<平成 29 年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況>

開催年月日	審議の内容等
平成29年6月23日	・平成28年度までの枚方市生活排水処理の進捗について ・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の取り組みについて
平成29年9月27日	・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の取り組みについて
平成29年12月22日	・淀川衛生工場の希釈放流の開始について ・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の取り組みについて
平成30年3月13日	・「一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」における平成29年度の取組について ・「一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」における平成30年度の取組予定について

4. 空家等対策協議会

〈平成 29年度 枚方市空家等対策協議会における審議状況〉

開催年月日		審議の内容等
平成29年4月27日	第1回計画作成部会	・空家等実態調査における既存資料調査結果について ・枚方市空家等対策計画に関する施策について ・枚方市空家等対策計画の基本的事項について ・今後のスケジュールについて
平成29年6月30日	第2回計画作成部会	・空家等実態調査結果の概要について・答申(素案)について・今後のスケジュールについて
平成29年7月27日	第3回計画作成部会	・答申(案)について
平成30年1月22日	全体会	・会長、副会長の選任について ・審査部会の設置及び部会委員の指名について
平成30年1月22日	第1回審査部会	・部会長・副部会長の選出について ・特定空家等への対処について

【4】自然環境

1. 保存樹林

<平成29年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹林>

指定年月日	所在地	主要な樹種	面積 (m²)
昭和 49 年 12 月 27 日	山之上 (山田神社境内)	アラカシ・コナラ・ アオハダ・スギ他	15, 000
昭和 50 年 7月 14 日	楠葉丘 (交野天神社境内)	アラカシ・コナラ・ クロキ・ヒノキ他	13, 200
昭和 50 年 7月 14 日	船橋本町 (二ノ宮神社境内)	クスノキ・ヒノキ・ アカラシ・スギ他	6, 820
昭和 50 年 10 月 1 日	長尾宮前 (長尾菅原神社境内)	コジイ・アカラシ・ コナラ・アカマツ・ヒノキ他	3, 556
昭和 52 年 10 月 7 日	村野本町 (村野神社境内)	アカラシ・カナメモチ・ コナラ・クスノキ他	9, 068
昭和 54 年 10 月 26 日	茄子作 (茄子作春日神社境内)	コナラ・サカキ・ ヒノキ・クスノキ・マダケ他	10, 273
昭和 55 年 6 月 13 日	渚本町 (御殿山神社境内)	コナラ・アラカシ・ アベマキ・アカマツ・モウソウチク他	6, 125
昭和57年9月6日	招提南町 (日置天神社境内)	コナラ・クロバイ・ アカマツ・ヒノキ他	13, 213
昭和 59 年 10 月 6 日	枚方上之町 (意賀美神社境内)	ムクノキ・クスノキ・ アラカシ・アベマキ他	6, 320
平成 6年12月1日	藤阪天神町 (藤阪菅原神社境内)	コナラ・アラカシ・ アカマツ・クスノキ他	4, 327
平成 24 年 4 月 1 日	田口山 (山田神社境内)	アカマツ・クヌギ・ マダケ他	4, 171

2. 保存樹木

く平成29年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹木>

保存樹木指定番号	種 名	位置(所在地)	所有
2	クスノキ	町楠葉	民間
6	ケヤキ	釈尊寺町	民間
8	イチョウ	穂谷 (長伝寺)	民間
10	カイヅカイブキ	藤阪元町	民間
11)	クスノキ		
12	クスノキ	長尾元町 (稱念寺)	民間
13	クスノキ		
14)	カヤ	田口	民間
16	クスノキ	出口 (光善寺)	民間
17)	クスノキ	春日元町 (春日神社)	民間
18	クスノキ	片鉾本町 (杉ヶ本神社)	民間

(注) 欠番については消失等により指定解除を行ったものです。

<平成29年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹木位置図>



3. 自然環境調査

平成23年度から24年度にかけて実施した第5回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」による調査結果は次のとおりです。

(1) 植物

141 科 **909** 種を確認しました。地域別では穂谷が **659** 種と最も多く、次いで尊延寺、淀川の順です。

希少種はギンランやツクバキンモンソウなど **30** 種を確認しました。穂谷、尊延寺、淀川でその多くを確認しました。

<第5回自然環境調査・植物調査結果>

分類群		全	体	泛	<u> </u>	水	田	船	喬川	天	野川	尊如	正寺	穂	谷
		科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種
シダ	植物	21	88	7	11	5	5	1	1	0	0	21	61	18	71
種子植物	裸子植物	5	6	0	0	0	0	1	1	0	0	3	4	5	6
性丁恒物	被子植物	115	815	63	311	52	172	46	126	59	264	95	505	105	582
合	計	141	909	70	322	57	177	48	128	59	264	119	570	128	659

(2) ほ乳類

11 科 15 種を確認しました。

種類は穂谷が 13 種と最も多く、次いで淀川、長尾荒阪、尊延寺の順でした。いずれも生息地となる森林がまとまって分布し、草地や水辺など様々な環境も含まれている地域です。希少種としては、ニホンリス、カヤネズミ、キツネを確認しました。

<第5回自然環境調査・ほ乳類調査結果>

1 1	1 f h			調 3			
A A A L L L L L L L L L L L L L L L L L	種 名	淀川	天野川	藤阪	長尾荒阪	尊延寺	穂谷
モグラ科	モグラ科の一種	0		_	0	0	0
オナガザル科	ニホンザル		_	\circ	_		\circ
ウサギ科	ノウサギ			_		0	\circ
リス科	ニホンリス			_			
	カヤネズミ	0		_	_		\circ
ネズミ科	ハツカネズミ		_	0	0		
	ネズミ科の一種	0		\circ	0		\circ
ヌートリア科	ヌートリア	0	0				
アライグマ科	アライグマ	\circ	0	0	0	0	
ノコ利	タヌキ	0	0	\circ	0	0	\circ
イヌ科	キツネ	_	_	_	0	0	\circ
イタチ科	テン	0	_	_	0	0	\circ
1 ク ノ 作 	イタチ科の一種	0	0	0	0	0	
ジャコウネコ科	ハクビシン	_					0
イノシシ科	イノシシ		_		_	_	0
合計 11 科	15 種	8	4	6	8	7	13

(3)鳥類

32 科 97 種を確認しました。地域別では淀川が 63 種と最も多く、次いで藤阪、長尾の順です。豊かな生態系の指標とされる猛禽類では、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、トビ、ハヤブサ、チョウゲンボウの 6 種を確認しました。

また、希少種はケリやオシドリ、ミサゴなど **29** 種を確認しました。淀川、藤阪(穂谷川)、 長尾(船橋川)、津田でその多くを確認しました。

<第5回自然環境調査・鳥類調査結果>

다 A				調査	地域				
目名 	淀川	孤立林	天野川	山田池	藤阪	長尾	津田	尊延寺	穂谷
カイツブリ目	3	0	1	0	1	2	1	0	1
ペリカン目	1	0	1	1	1	1	1	0	1
コウノトリ目	3	0	4	1	4	4	3	2	1
カモ目	10	0	7	7	7	11	7	2	1
タカ目	7	0	1	1	3	3	0	6	3
キジ目	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ツル目	1	0	0	1	1	1	2	0	0
チドリ目	4	0	5	0	4	5	4	1	2
ハト目	2	2	2	2	2	2	2	1	2
カッコウ目	0	0	0	0	0	0	0	1	0
アマツバメ目	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ブッポウソウ目	1	0	1	1	1	1	1	1	0
キツツキ目	2	1	1	1	2	1	0	2	1
スズメ目	29	17	20	11	27	21	25	22	25
合計 32 科 97 種	63	20	43	26	53	52	46	41	39

(4) 昆虫類・ホタル

14 目 144 科 485 種を確認しました。いずれの調査地域も草地と森林の環境を備えているため、 チョウ目や、コガネムシ類を含むコウチュウ目、セミ類を含むカメムシ目、ハチ目、バッタ目が多 くみられました。

地域別では、穂谷394種と最も多く、次いで淀川、尊延寺となっています。

希少種は、フタスジサナエ、クツワムシ、シロシタバ、ヒメヤママユなど**9**種を確認しました。また、ため池に生息するヤスマツアメンボは淀川を除くすべての地域で確認しました。

<第5回自然環境調査・昆虫調査結果>

目 名	調木 州は	調査地域							
目 名 	調査地域	淀川	茄子作	ため池	尊延寺	穂谷			
トンボ目	30	7	3	16	15	24			
ゴキブリ目	2	0	0	0	1	1			
カマキリ目	4	3	0	0	4	4			
カワゲラ目	1	0	0	1	1	1			
バッタ目	45	13	1	1	16	40			
ナナフシ目	3	0	0	1	0	3			
カメムシ目	74	29	3	15	22	50			
アミメカゲロウ目	1	1	0	0	0	0			
シリアゲムシ目	1	1	0	0	1	1			
トビケラ目	3	0	0	1	0	2			
チョウ目	133	30	6	2	43	122			
ハエ目	42	11	0	3	14	33			
コウチュウ目	94	33	0	7	14	76			
ハチ目	52	22	1	0	14	37			
合計 14 目 144 科	485 種	150	14	47	145	394			

ホタルは、前回も調査した市街地に残る緑地でヒメボタルと、東部の河川でゲンジボタル を確認しました。また、公園の水路でもゲンジボタルとヘイケボタルを確認しました。

(5) 両生類・は虫類

両生類2目6科10種及びは虫類2目7科11種を確認しました。

希少な両生類は、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、希少なは虫類としては、ニホンイシガメ、ヒバカリを確認したほか、絶滅危惧Ⅱ類のカスミサンショウウオを確認しました。

<第5回自然環境調査 両生類・は虫類調査結果>

	科名	種名			調	査 地 域		
	件 名	性石	淀川	天野川	藤阪	長尾荒阪	尊延寺	穂谷
	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ						0
	イモリ科	アカハライモリ						\circ
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				0		
	アマガエル科	ニホンアマガエル			0	0	0	\circ
両生		ニホンアカガエル				0	0	\circ
生		トノサマガエル			0		0	\circ
, A.	アカガエル科	ヌマガエル			\circ	\circ		\circ
		ウシガエル	\circ	\circ		\circ	0	\circ
		ツチガエル			0	0	0	\circ
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル					0	
	イシガメ科	クサガメ		\circ	0	0	0	0
	インカメ杆	ニホンイシガメ			0	0	0	
	ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ	\circ	\circ		\circ		
	ヤモリ科	ニホンヤモリ						\circ
は	トカゲ科	ニホントカゲ	0				0	\circ
虫類	カナヘビ科	ニホンカナヘビ			0	0	0	\circ
规		シマヘビ				0		\circ
	ナミヘビ科	ジムグリ			0			\circ
) (*\LAT	ヒバカリ						0
		ヤマカガシ						0
	クサリヘビ科	ニホンマムシ				0	0	
2 綱	合計 13 科	21 種	3種	3種	8種	12種	11 種	16 種

(6)淡水魚・水生生物

7目12科33種を確認しました。地域別では天野川が23種と最も多く、次いで穂谷川、船橋川の順でした。

希少種は、メダカ、ドジョウ、ウキゴリなど10種を確認しました。

なお、調査時に確認された貝類、甲殻類等の水生生物は8科10種で、ヒメタニシ、カワニナ、ミズムシ、ヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ、スクミリンゴガイ、ミナミヌマエビ、アメリカザリガニでした。

<第5回自然環境調査 淡水魚・水生生物調査結果>

科 名	種名		調査地域					
<一部不掲載>	<一部不掲載>	穂谷川	天野川	船橋川	出口·渚水路	ため池		
	コイ	0	0		0	\circ		
	ギンブナ	0	0	0	0			
	フナ類			0		0		
	カネヒラ				0			
	タイリクバラタナゴ	0			0			
	オイカワ	0	0	0				
コノ利	カワムツ	0	0	0				
コイ科	ヌマムツ		0					
	モツゴ	0	0	0	0	0		
	タモロコ	0	0	0		0		
	ゼゼラ	0						
	カマツカ	0	0	0				
	コウライニゴイ	0	0					
	コウライモロコ	0		0				
ドジョウ科	ドジョウ	0	0	0		0		
ギギ科	ギギ		0					
ナマズ科	ナマズ		0					
アユ科	アユ		0					
メダカ科	メダカ	0	0	0	0	0		
タウナギ科	タウナギ	0	0					
サンフィッシュ科	ブルーギル	0	0			0		
リンフィッシュ作	オオクチバス	0	0	0		0		
ドンコ科	ドンコ	0	0	0				
	トウヨシノボリ				0	0		
ハゼ科	カワヨシノボリ		0	0				
	ウキゴリ					0		
合計 12科	33種	20	23	16	7	11		

(7) 相観植生図による分布状況

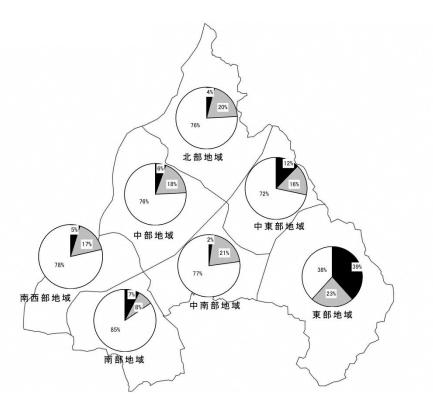
平成 23 年 1 月 1 日現在の航空写真の判読と現地調査により植生の相観区分を行い、植生図を作成し、それぞれの分布面積を集計しました。

平成 12 年と比較すると、雑木林と農耕地が減少し、竹林、園地、草地が増加しています。 草地が増加した主な要因としては、河川敷における一時的な工事等による消失後の回復や、 山間地の耕作地放棄の増加などによるもので、園地の増加については山田池公園南側区域等の 新規開設などによるものとなっています。

<植生別面積の変化>

1111	11.		. \
(単	177	•	ha)
(++	11/.		Ha/

	平成 12 年	平成 19 年	平成 23 年	
雑木林	495. 2	461. 65	480. 85	
竹林	221. 9	224. 82	233. 18	
植林	51. 79	54. 06	51.83	
園地	63. 45	114. 49	150. 85	
農耕地	783. 07	701. 77	642. 74	
草地	草地 545.91		589. 19	
計	2, 161. 3	2, 066. 9	2, 148. 7	



凡例	タイプ区分	植生凡例
	樹林タイプ	コジイ林,アラカシ林,ヤナギ林,コナラ林,アカマツ林,植林,竹林,ニセアカシア林,園地型植栽
	草本タイプ	高茎草本,低茎草本,芝草地,水田,畑地
	非緑地	造成直後の裸地,水域

【5】枚方市地盤沈下の状況

〈平成 27 年度枚方市内地盤沈下変動量〉

(単位:cm)

番号	地点	平成 24 年度比	番号	地点	平成 24 年度比
1	三矢公園	+0. 18	22	香陽小学校	+0. 5
2	八幡神社	+0. 25	23	第二中学校	+0. 08
3	高陵小学校	+0. 29	24	蹉跎小学校	+0. 09
4	殿山第一小学校	+0. 3	25	二宮公園	+0. 07
5	清伝寺	+0. 01	26	牧野小学校	-0. 12
6	牧野公園	+0. 26	27	殿山第二小学校	+0. 08
7	藤本川ポンプ場	改埋※	28	招提小学校	+0. 25
8	北部下水処理場跡地	+0. 07	29	田口山配水場	+0. 21
9	町楠葉会館	-0. 36	30	牧野車塚公園	+0. 31
10	樟葉小学校	-0. 19	31	山田神社	+0. 29
11	七つ松公園	+0. 03	32	円通寺	+0. 37
12	中の池公園	-0. 07	33	市道枚方牧野線	+0. 22
13	北部区画第 2 号線	+0. 2	34	山田小学校	+0. 42
14	菅原保育所跡地	+0. 5	35	中宮公園	+0. 32
15	菅原小学校	+0. 46	36	星丘中央線	+0. 51
16	津田支所	+0. 54	37	鷹塚山配水池	+0. 23
17	水道局春日事務所	+0. 58	38	枚方第二小学校	+0. 32
18	春日公会堂	+0. 77	39	山之上小学校	+0. 25
19	桜丘小学校	+0. 56	40	第四中学校	+0. 22
20	春日神社	+0. 59	41	総合福祉センター	+0. 31
21	春日小学校	+0. 53	42	氷室小学校	+0. 36

※藤本川ポンプ場は近隣保育園の工事のため、平成26年度に水準点を施設内で移設した。



【6】環境中の化学物質の状況

1. ダイオキシン類

(1) 大気中のダイオキシン類濃度

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	1/34=1 1 3/4 3 1 1		秋季 平成29年10月12日~ 平成29年10月19日	冬季 平成30年1月18日~ 平成30年1月25日	年平均値
枚方市役所局	0. 039	0. 012	0. 014	0.017	0. 021

(注) 環境基準値: 年平均値で 0. 6pg-TEQ/m³以下

(2) 河川水質及び河川底質中のダイオキシン類濃度

(単位:水質はpg-TEQ/L、底質はpg-TEQ/g)

(十四: 水質18 pg 124/ E/ 函頁18 pg 124/ 8/								
ere latel la		河川底質						
調査地点	春季 平成29年5月18日	秋季 平成29年10月12日	年平均値	平成29年10月12日				
船橋川(新登橋上流)	0.090	0. 37	0. 23	0. 39				
穂谷川(淀川合流直前)	0. 085	0. 22	0. 15	0. 23				
天野川 (淀川合流直前)	0. 087	0. 084	0. 086	0. 15				

(注) 環境基準値:河川水質は 1pg-TEQ/L 以下 底質は 150pg-TEQ/g 以下

(3) 地下水質中のダイオキシン類濃度

(単位:pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	試料採取日
三栗	0. 060	平成 29 年 11 月 14 日

(注) 環境基準値:1pg-TEQ/L以下

(4) 土壌中のダイオキシン類濃度

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	測定値	試料採取日
車谷公園	0. 20	平成 29 年 11 月 14 日

(注) 環境基準値: 1,000pg-TEQ/g以下

2. 大気中のアスベスト濃度

(単位:本/L)

		測定値	
調査地点	平成 29 年 11 月 7 日	平成 29 年 11 月 8 日	平成 29 年 11 月 9 日
枚方市役所局	<0.056	<0.056	<0.056

(注)世界保健機関 (WHO) の環境保健クライテリア:「世界の都市部の一般環境中の石綿 濃度は、1~10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

3. 有害大気汚染物質の調査結果

<環境基準が設定されている物質(年平均値)>

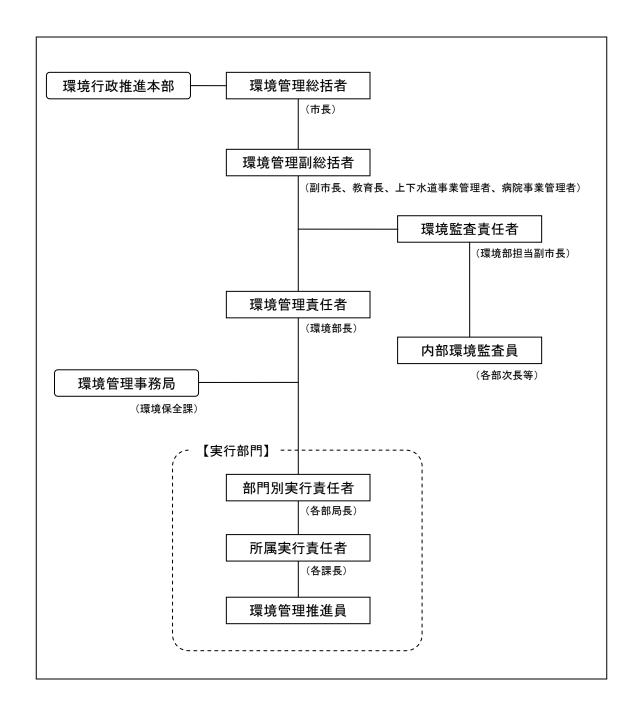
項 目 ベンゼン (単 位) (μg/m³)		トリクロロエチレン (μg/m³)	テトラクロロエチレン (μg/m³)	ジクロロメタン (μg/m³)
環境基準値	3以下	3以下 200以下 200以下		150以下
枚方市役所局	0.8	0. 4	0. 15	1.9
招提局	0.8			_

<指針値が設定されている物質(年平均値)>

	項 (単	目 位)	アクリロ ニトリル (μg/m³)	塩化ビニル モノマー (μg/m³)	水銀及び その化合物 (ngHg/m³)	ニッケル 化合物 (ngNi/m³)	クロロ ホルム (μg/m³)	1, 2— ジクロロエタン (µg/m³)	1, 3— ブタジエン (μg/m³)	ヒ素及び その化合物 (ngAs/m³)	マンガン及び その化合物 (ng M n/m³)
指	針	値	2以下	10以下	40以下	25以下	18以下	1.6以下	2. 5以下	6以下	0.14以下
枚力	方市役	所局	0. 05	0. 0019	1.9	6	0. 20	0. 09	0. 08	1.0	0. 026
招	提	局	_	_	_	_	_	_	0. 11	_	_

【7】環境マネジメントシステムの運用

1. 枚方市環境管理組織



2. 環境マネジメントシステムの取り組み内容

項目		取り組み内容				
適用範囲	I	すべての施設(指定管理者制度を導入している施設や学校園な				
(EE) / 11 单区(ZL		どを含む。)				
	環境方針	市長が策定				
		・環境基本計画の事業計画に基づく各環境施策の取り組み目標				
Plan	 目的・目標の設定	・市役所の温室効果ガスの排出削減目標				
	日的・日保の政化	・エネルギー使用量の削減目標				
		・エコオフィス活動に関する取り組み目標				
	TIT libr	日常研修(年1回)				
D	研修	内部環境監査員研修(年1回)				
Do	野な知るので 暦	・エコオフィスに関する取り組み指針				
	取り組みの手順	・エネルギー使用量削減のための管理手順				
		・市役所の温室効果ガス排出量(年1回)				
	監視・測定	・環境関連施策の目標達成状況(年 1 回)				
		・エネルギー使用量(年4回)				
		・エコオフィスの取り組み (年4回)				
		年1回実施				
Check		(監査の内容)				
		①環境関連施策の実施状況				
	内部環境監査	②施設、公用車のエネルギー管理状況				
		③環境関連法令の順守状況				
		④エコオフィスの取り組み状況				
		⑤その他、H-EMSに基づく取り組み内容				
Action	市長による見直し	市長によるシステム全体の見直し				
外部監査	:	環境審議会からの意見・提言				
取り組み	状況の公表	毎年度、ひらかたの環境(環境白書)やホームページ等で公表				

【8】エフエムひらかたによる環境保全啓発

<平成29年度「環境定期便」テーマ>

	第2週	第 3 週
4月	・東部清掃工場の見学について ・緑化フェスティバル開催について	・ひらかた夏のエコライフキャンペーンについて・野生動物にご注意ください・光化学スモッグ発令情報メールの登録について(PM2.5 に関する防災情報メールも含む)
5月	・緑のカーテンを育ててみませんか・環境情報コーナーについて・6月は「環境月間」です	・全国ごみ不法投棄監視ウィーク ・公園、緑地等のアダプトプログラム参加について
6月	・再生資源集団回収報償金制度について	・枚方の自然について(自然観察会案内など) ・節電について
7 月	・ひらかたの環境(大気・水質ほか)について	・夏の暑さ対策について ・夏休みの自然観察会について ・「生ごみの水切りをしっかり実践」について
8月	・ごみの処理、リサイクルについて	・枚方市アダプトプログラムについて・ポイ捨て等の防止について・公共交通利用促進イベントの開催について(70 周年事業 実施9月)
9月	・不法屋外広告物について	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理について
10 月	・ひらかたクリーンリバーについて・菊花展開催について	・産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間 ・環境フェスタの開催について ・PM2.5 に関する防災情報メール登録について
11 月	・エコドライブについて・ひらかた冬もエコライフキャンペーン・12月は「地球温暖化防止月間」です	・12 月は「大気汚染防止推進月間」です
12月	・野焼き行為について	・マイボトル、マイカップ、マイバッグ等のキャンペーン活動の取り組み
1月	・枚方市のごみの現状について	・エコカレンダーについて・ひらかたエコフォーラムについて・2月は「生活排水対策推進月間」です
2 月	・産業廃棄物の適正処理について	・再生資源集団回収報奨金制度について
3 月	・資源ごみの分別収集について	・空家等の適正管理について

【9】公共施設での太陽光発電量

〈平成29年度における公共施設での太陽光発電量〉

施設名称	規模(kW)	発電量 (kWh)	備考
中宮浄水場	120	136, 862	平成 28 年 2 月から規模を 20 kW 追加
香里受水場	50	43, 748	
北山配水場	20	16, 505	一部売電
田口山配水場	20	18, 896	一部売電
桜丘北小学校	10	10, 922. 8	発電量は平成 29 年 6 月~平成 30 年 3 月のデータ
開成小学校	20	不明	落雷の影響で端末が破損
蹉跎西小学校	20	25, 673. 3	
樟葉北小学校	20	25, 487. 5	
山田東小学校	20	6, 695. 7	発電量は平成 29 年 1 月~平成 29 年 12 月のデータ
藤阪小学校	20	不明	豪雨の影響で端末が破損
長尾小学校	20	14, 221. 2	発電量は平成 29 年 6 月、平成 29 年 8 月~平成 30 年 3 月のデータ
東香里小学校	20	24, 191. 3	発電量は平成 29 年 1 月~平成 29 年 12 月のデータ
第三中学校	20	11, 977. 8	発電量は平成 29 年 1 月~平成 29 年 12 月のデータ
南部生涯学習市民センター	20	18, 084	一部売電
やすらぎの杜	20	22, 617	
第二京阪道路環境監視局津田局	4. 6	5, 202	一部売電
枚方ソラパ	600	713, 577	売電
サプリ村野	10	13, 099	
小倉小学校	10	13, 121	
磯島小学校	10	12, 898	
西牧野小学校	10	14, 150	
蹉跎東小学校	10	13, 858	
中宮北小学校	10	13, 818	
西長尾小学校	10	11, 649	
市立ひらかた病院	30	41, 758	
枚方保育所	4. 3	_	平成 29 年 12 月より稼動
輝きプラザきらら	21. 2	_	平成30年2月より稼動
合計	1, 150. 1	1, 229, 011. 6	

【10】都市公園等維持管理事業

1. 都市公園の種類

<都市公園の種類>

種	類	種別	内容
	住区基幹	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
基		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積2haを標準として配置する。
幹公園	公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積4haを標準として配置する。
No.	都市基本	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	幹 公 園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市 規模に応じ1か所当たり面積15~75haを標準として配置する。
	特殊	公園	歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規模公園	規 広域公園 公		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
国営公園			主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを 目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 か所当たり面積おお むね 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するも のにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
	都市	緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。

2. 都市公園の整備状況

<都市公園の整備状況>

	公 園 種 別		整值	1人当たり	
	公風埋別		箇所数(箇所) 面積(ha)		面積(m²/人)
		街区公園	468	40. 69	1. 01
	住区基幹公園	近隣公園	14	23. 37	0. 58
基幹公園		地区公園	3	16. 78	0. 42
	都市基幹公園	総合公園	1	9. 29	0. 23
		運動公園	-	-	ı
特殊公園		歴史公園	1	2. 15	0. 05
村外公園		その他	-	-	ı
広域公園			1	73. 7	1. 82
国の設置によるもの		よるもの		48. 3	1. 20
都市緑地			13	7. 97	0. 20
合 計			502	222. 25	5. 50

【11】緑のカーテン実施校

<緑のカーテン実施校>

年 度	実 施 内 容
平成 20 年度	準備(アンカー設置及び備品調達)
平成 21 年度	63 小中学校
平成 22 年度	63 小中学校
平成 23 年度	63 小中学校
平成 24 年度	63 小中学校
平成 25 年度	63 小中学校
平成 26 年度	63 小中学校
平成 27 年度	63 小中学校
平成 28 年度	63 小中学校
平成 29 年度	63 小中学校、7 幼稚園

【12】緑のじゅうたん整備校

<緑のじゅうたん整備校>

年 度	整備内容
平成 20 年度	枚方市内 56 小中学校
平成 21 年度	なし
平成 22 年度	山田東小学校(~平成23年度・府の補助金により整備)
平成 23 年度	交北小学校 (府の補助金により整備) 第三中学校*1 (校舎新築に伴って整備)
平成 24 年度	全市立小中学校(64 校)に整備済
平成 25 年度	全市立小中学校(64 校)に整備済
平成 26 年度	全市立小中学校(64 校)に整備済
平成 27 年度	全市立小中学校(64 校)に整備済
平成 28 年度	全市立小中学校(64 校)に整備済
平成 29 年度	全市立小中学校(64 校)、市立幼稚園※2(5 園)に整備済

※1: 第三中学校は、平成 23 年度の校舎新築に伴って、芝生を整備

※2: 市立幼稚園は枚方、田口山、蹉跎西、高陵、香里に整備

【13】学校給食生鮮農作物供給事業

<市内農産物の学校給食への利用実績>

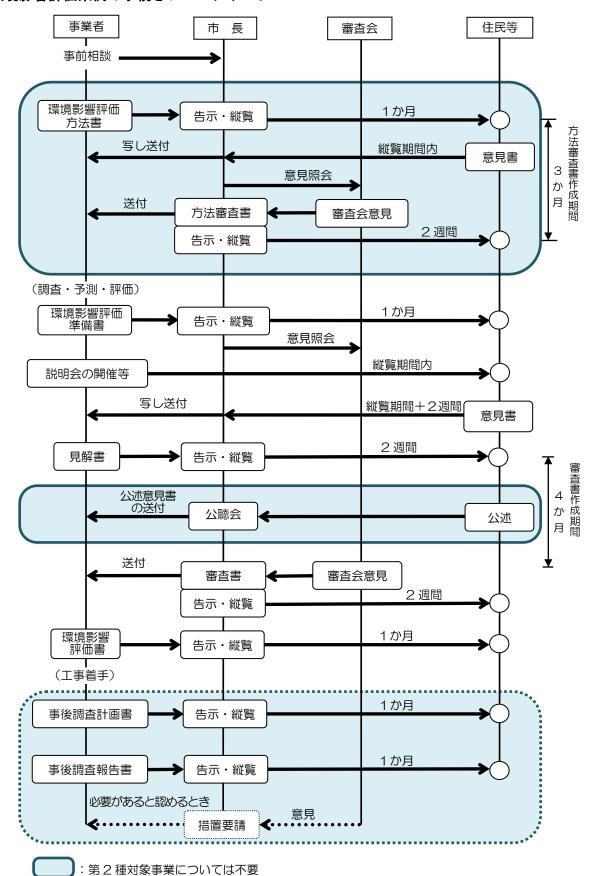
(単位:t)

品目	(レンゲ栽培米含む)	キャベツ	玉葱	大根	えんどう豆	白菜	レンコン	さつまいも	じゃがいも	九条葱	ほうれん草	チンゲンサイ	冬瓜	なす	小松菜	黒米	人参
H14	46. 3	2. 8	22. 1	2. 3	0.3	1. 4	_	ı	ı	ı	ı	I	ı	_	_	_	_
15	47. 6	2. 7	25. 4	3. 0	0.3	2. 5	0.6	0. 7	ı	ı	ı	ı	ı	_	_	_	_
16	47. 2	2. 7	30. 2	3. 2	0.3	5. 1	0.6	0.8	1. 0	ı	ı	I	ı	_	_	_	_
17	45. 7	2. 2	24. 3	3.8	0.3	5. 1	0.8	1.1	2. 0	1.4	0. 7	ı	ı	-	-	_	_
18	48. 0	3. 3	33. 2	5. 2	0.3	3. 3	0.8	1.5	2. 5	1.6	0. 9	0. 6	1.4	_	-	_	_
19	46. 7	2. 7	34. 6	4. 8	0.3	3. 2	0.8	1.4	2. 5	1.0	0. 9	0. 7	1.1	0. 2	1	_	_
20	48. 0	0. 2	28. 4	4. 5	0.3	3. 2	0.9	1.4	2. 0	1. 2	1.0	0. 7	0. 9	0. 2	0. 6	0. 1	_
21	46. 6	1.5	28. 2	4. 0	0.3	2. 8	0.7	1. 2	1. 7	1. 2	0. 9	0. 9	1.1	0. 2	0. 4	0. 1	_
22	45. 5	0. 2	25. 0	4. 8	0. 2	3. 1	0. 02	1.1	1. 7	1.0	0.7	0.8	1. 4	0. 2	1. 1	0. 1	_
23	57. 5	0.6	27. 6	4. 9	0. 2	1. 9	_	1.0	2. 0	1.6	0.6	1. 2	1. 4	0.1	1. 0	0.1	_
24	81. 6	1.0	23. 2	3. 9	0. 2	1. 9	ı	1.1	1. 9	1.5	0.8	0. 9	0. 7	0.1	0.8	0. 1	_
25	104. 1	0.6	23. 0	1. 6	0.1	1. 4	ı	0.8	1. 5	1.4	0. 1	0.8	0. 7	0.1	0.8	0. 1	_
26	129. 3	0.5	12. 5	2. 8	0.1	0. 9	-	0.8	1. 9	0.8	1. 2	0. 9	0.5	0.1	0. 9	0.1	
27	138. 8	1. 3	9. 2	2. 8	0. 04	1. 7	_	1.0	0. 7	0. 9	1.1	1. 0	ı	0. 1	0.8	0. 04	_
28	202. 5	0.6	9. 0	1. 7	0. 06	0. 9	_	1. 2	1. 6	1.1	1.4	1. 3	0.8	0. 2	0.8	0. 1	0. 03
29	201. 3	0. 6	14. 3	2. 8	0. 09	1. 7	0. 4	1.1	2. 0	1. 0	0. 5	1. 1	2. 1	0. 2	1. 4	0. 1	0. 2

※米については、市内産を含む大阪府内産を記載

【14】環境影響評価制度

1. 環境影響評価条例の手続きフローチャート



: 第2種対象事業については市長が必要と認めた場合

2. 環境影響評価項目

4- 江·巴·拉	大気質、水質 (底質を含む)、地下水、騒音 (低周波音を含む) 及び振動、悪臭、地
生活環境	盤沈下、土壌汚染、廃棄物及び発生土、交通
都市環境	日照阻害、電波障害、風害、コミュニティ、景観、文化財
自然環境	気象、地象、水象、生態系(植物、動物、生態系)、人と自然のふれあい活動の場
地球環境	地球環境

3. 環境影響評価条例対象事業

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の 事業

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1		道路法(昭和27年法律第180号)第3条の道路(以下「道路」という。)の新設の事業(車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)の数が4以上であり、かつ、当該車線の数が4以上である部分の長さが1km以上である道路を設けるものに限る。)
2		道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して 車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの (車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が 4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域 において新たに設けられる道路の部分(車線の数が 4以上であるものに限る。)の長さの合計が1km以上 であるものに限る。)
3		道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に 規定する自動車道(以下「自動車道」という。)の 新設の事業(車線の数が4以上であり、かつ、当該 車線の数が4以上である部分の長さが1km以上であ る自動車道を設けるものに限る。)
4		自動車道の改築の事業であって、道の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道の区域において新たに設けられる道の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が1km以上である道を設けるものに限る。)

(2)鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道 の建設及び改良の事業

	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1		鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道の建 設の事業
2		鉄道事業法による鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(1の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業
3		軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の建設の 事業
4		軌道法による軌道に係る線路の改良(本線路の増設(1の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1 項のごみ処理施設(以下「ごみ処理施設」という。) の設置の事業(1の事業場に設置されるごみ処理施 設の処理能力の合計が1日当たり100 t 以上である ものに限る。)	
2	廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)を除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)の設置の事業(1の工場又は事業場に設置される産業廃棄物処理施設に係るバーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が1時間当たり2kL以上であるものに限る。以下「産廃処理施設置事業」という。)であって、当該工場又は事業場の敷地の全部又は一部が工業専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域をいう。以下同じ。)以外の地域であるもの	産廃処理施設設置事業であって、当該工場又は事業 場の敷地の全部が工業専用地域であるもの
3	廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が1へクタール以上であるものに限る。)	
4	一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場 の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所 の面積が1へクタール以上増加するものに限る。)	

備考

- 1 1の項及び2の項において、施設の増設又は施設の廃止を伴う当該施設と同一の種類の一般廃棄物若しくは産業廃棄物を処理する当該施設と同一の種類の施設の設置(以下備考1において「更新」という。)の場合にあっては、処理能力及び燃料の量を重油に換算した量とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる処理能力及び重油に換算された量とする。
- 2 2の項における燃料の量の重油の量への換算に当たっては、次の表の第2欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ、同表の第3欄に掲げる燃料の量を同表の第4欄に掲げる重油の量に換算するものとする。

項	燃料の種類	燃料の量	重油の量
1	原油又は軽油	1リットル	0.95リットル
2	ナフサ又は灯油	1リットル	0.90リットル
3	液化天然ガス	1キログラム	1. 3リットル
4	液化石油ガス	1キログラム	1.2リットル
5	都市ガス (温度摂氏零度、圧力 1気圧の状態に換算して1立 方メートル当たり45,000キロ ジュールの熱量を有するもの)	温度摂氏零度かつ圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル	1.14リットル
6	その他の燃料	1リットル (固体燃料又は気体燃料 にあっては、1キログラム)	重油1リットル当たりの発熱量を39,600 キロジュールとして、当該燃料の量1リットル(固体燃料又は気体燃料にあっては、1キログラム)当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油の量

(4)大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設その他の施設 を有する工場及び事業場の新設又は増設の事業

_ ~ 1	月9 る工物及び争耒物の和設又は増設の争耒	<u>; </u>
項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第17条第5項に規定する届出施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)を設置する工場又は事業場の新設及び増設の事業(1の工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油に換算した量が1時間当たり2キロリットル以上であるものに限る。以下「ばい煙発生施設関連事業等」という。)であって、当該工場又は事業場の敷地の全部又は一部が工業専用地域以外の地域であるもの	ばい煙発生施設関連事業等であって、当該工場又は 事業場の敷地の全部が工業専用地域であるもの
2	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条第2項に規定する届出施設(以下「特定施設等」という。)を設置する工場又は事業場の新設及び増設の事業(当該工場又は事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(以下「平均排出水量」という。)が1,000立方メートル以上であるものに限る。以下「特定施設関連事業等」という。)であって、当該工場又は事業場の敷地の全部又は一部が工業専用地域以外の地域であるもの	特定施設関連事業等であって、当該工場又は事業場の敷地の全部が工業専用地域であるもの

備考

- 1 施設の増設又は施設の廃止を伴う当該施設と同一の種類の施設(ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設のうち 焼却施設にあっては、処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類が廃止する施設と同一のものであるものに限 る。)の設置(以下備考1において「更新」という。)の場合にあっては、燃料及び原料の量を重油に換算した量 並びに平均排出水量とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる重油に換算された量及び平均排出水 量とする。
- 2 1の項における燃料及び原料の量の重油の量への換算に当たっては、次に掲げる施設等の燃料及び原料の量を重油に換算した量は、これを算定しない。
 - (1) 3の項の表1の項又は2の項に定める要件に該当する対象事業に係るばい煙発生施設等
 - (2) 大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成17年大阪府条例第100号)第32条第1項の規定による届出に係る発電設備
- 3 1の項における燃料の量の重油の量への換算は、3の項の表備考2の規定の例による。ただし、備考4において重油 の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への 換算は行わない。
- 4 1の項における原料の量の重油の量への換算に当たっては、次の表の第2欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ、 同表の第3欄に掲げる原料の量を同表の第4欄に掲げる重油の量に換算するものとする。

項	原料の種類	原料の量	重油の量
1	大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1(以下「令別表」という。)の3の項に掲げる焼結炉において用いられる原料		0.23リットル
2	令別表 8 の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	1リットル	0.023リットル
3	令別表12の項に掲げる電気炉(アーク炉に限る。) において用いられる原料	1キログラム	0.08リットル
4	令別表13の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物	1キログラム	0.56リットル
5	その他の原料	1キログラム	当該原料の量1キログラム当たりの処理 に伴い発生する窒素酸化物の量に相当す る窒素酸化物の量を排出する重油(重油1 リットル当たり窒素酸化物を0.00236キ ログラム排出するものとする。)の量

⁵ **2**の項における平均排出水量の算定に当たっては、**3**の項の表**1**の項又は**2**の項に定める要件に該当する対象事業に係る特定施設等の平均排出水量は、これを算定しない。

(5) 住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。) の新設

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	住宅団地の新設の事業 (施行区域の面積が10へクタール (施行区域の全部又は一部が都市計画道路大阪枚方京都線の長尾東町から津田南町までに係る区間線以東の区域(以下「東部区域」という。) である場合にあっては、5ヘクタール) 以上であるものに限る。)	住宅団地の新設の事業 (施行区域の面積が5へクタール以上10へクタール未満 (施行区域の全部又は一部が東部区域である場合にあっては、3へクタール以上5へクタール未満) であるものに限る。)

(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(以下「土地区画整理事業」という。)(施行区域の面積が10ヘクタール(施行区域の全部又は一部が東部区域である場合にあっては、5ヘクタール)以上であるものに限る。)	土地区画整理事業(施行区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満(施行区域の全部又は一部が東部区域である場合にあっては、3ヘクタール以上5ヘクタール未満)であるものに限る。)

(7) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に 規定する市街地再開発事業である事業(以下「市街 地再開発事業」という。)(施行区域の面積が10へク タール(施行区域の全部又は一部が東部区域である 場合にあっては、5へクタール)以上であるものに 限る。)	市街地再開発事業(施行区域の面積が5へクタール以上10へクタール未満(施行区域の全部又は一部が東部区域である場合にあっては、3へクタール以上5へクタール未満)であるものに限る。)

(8)池の埋立て

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件				
1		池の埋立ての事業(埋立面積が3へクタール以上であるものに限る。)				

(9) 樹林の伐採等を伴う土地の形質の変更

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	立木竹の伐採又は樹根の採掘を伴う土地の形質の変更の事業(立木竹の伐採又は樹根の採掘に係る土地の面積が3ヘクタール以上であるものに限る。以下「立木竹伐採関連事業」という。)であって、当該土地の全部又は一部が東部区域であるもの	立木竹伐採関連事業であって、当該土地の全部が東部区域以外の区域であるもの

(10) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為を伴う事業

項	第1種対象事業の要件	第2種対象事業の要件
1	都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為を伴う事業(以下「開発事業」という。) (当該許可に係る施行区域の面積が10ヘクタール (当該許可に係る施行区域の全部又は一部が東部 区域である場合にあっては、5ヘクタール)以上であるものに限る。)	開発事業(当該許可に係る施行区域の面積が5へクタール以上10へクタール未満(当該許可に係る施行区域の全部又は一部が東部区域である場合にあっては、3へクタール以上5へクタール未満)であるものに限る。)

4. 環境影響評価条例に基づく受理状況及び事業一覧

<環境影響評価条例に基づく近年の受理状況>

年度 種別	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
環境影響評価事前計画書	1		_	2,3			4	5	_	1	9	7	1	
環境影響評価 準備書	1		_	_	2,3	_		_	4,5		6	7		
環境影響評価書			1		2	3			_	4,5	1		7	

く環境影響評価条例に基づく手続きを行った近年の事業一覧>

No.	事業の名称	事業の種類	事業計画地	事業の規模	評価書縦覧開始日
1	(仮称) 枚方市藤阪 天神町住宅団地造成 事業	住宅団地の建設及び樹 林の伐採等を伴う土地 形質の変更	枚方市大字津田 4620番5他	約 82, 300m²	平成 17 年 5 月 25 日
2	(仮称) 枚方市長尾 荒阪地区宅地開発事 業	住宅団地の建設及び樹 林の伐採等を伴う土地 形質の変更	枚方市長尾荒阪 2 丁目他	約 255, 800m²	平成 19 年 9 月 27 日
3	枚方市津田南土地 区画整理事業	土地区画整理事業及び 住宅団地の建設	枚方市津田南町 2 丁目他	約 52, 100m²	平成 20 年 8 月 6 日
4	(仮称) 枚方楠葉 中之芝土地区画整理 事業	土地区画整理事業	枚方市楠葉中之 芝2丁目地区の一 部	約 90, 300m²	平成 24 年 12 月 26 日
5	東部スポーツ公園 整備事業	都市公園の設置	枚方市大字尊延寺 2987-1	約 78, 000m²	平成 24 年 6 月 4 日
6	(仮称) ニトリモー ル枚方ショッピング センター建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市北山 1 丁目の一部	約 59, 000m²	平成 26 年 8 月 28 日
7	GLP枚方Ⅲ プロジェクト	開発行為を伴う事業	枚方市長尾谷町 1 丁目の一部 約 58, 000m ²		平成 28 年 7 月 4 日

【15】建築協定制度

<建築協定地区一覧>

	協定位置
京阪香里ひろ野住宅地区	茄子作4丁目の一部
高塚台住宅地区	高塚町の一部
長尾谷町(けやき坂)地区	長尾谷町2丁目の一部
小倉西住宅地区	小倉町、渚栄町の一部
興人小倉台地区	黄金野2丁目、小倉東町の一部
宮之阪京阪住宅地区	宮之阪3丁目の一部
東香里京阪住宅地区	東香里1丁目、2丁目の一部
村野緑が丘住宅地区	村野本町の一部
コモンスケープきたやま	北山1丁目の一部
東中振松下住宅地区	東中振1丁目の一部
ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ	北山1丁目の一部
ひらかた北山なごみの街	北山1丁目の一部
氷室エイコー生活物流センター地区	大字尊延寺の一部
ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ第2	北山1丁目の一部
スーペリア長尾ガーデンヒル住宅地区	長尾東町3丁目の一部
スーペリア長尾ガーデンヒル第2期住宅地区	長尾東町3丁目の一部
東香里三交住宅地区	東香里3丁目の一部
宇山東町住友住宅地区	宇山東町、養父丘1丁目の一部
コモンライフ香里園桜木町地区	香里園桜木町の一部
香里ヶ丘けやき中央地区	香里ケ丘3丁目の一部
パナホームシティ津田山手地区	津田山手1丁目の一部
レオタウン香里ケ丘地区	香里ケ丘2丁目の一部
野村住宅地区	山之上1丁目、4丁目、5丁目の一部
藤阪天神町地区	藤阪天神町の一部
シエルセーヌ香里ヶ丘地区	香里ケ丘2丁目の一部
中宮北町地区	中宮北町の一部
オーベルジュコート藤阪住宅地区	藤阪東町1丁目の一部
枚方津田くにみ坂 E・G 団地地区	津田山手1丁目の一部
津田山手ビスタヒルズはなみの丘地区	津田山手1丁目の一部
津田山手ビスタヒルズくにみの丘地区	津田山手1丁目の一部
枚方コモンステージ香里ヶ丘地区	香里ケ丘 6 丁目の一部
オーベルジュコート長尾東住宅地区	長尾東町3丁目の一部
鉄工塗装団地招提大谷地区	招提大谷2丁目及び3丁目の一部
モデル以楽会地区	香里ケ丘 6 丁目の一部
プレミアムヒルズ香里ヶ丘中央地区	香里ケ丘3丁目の一部
ブランズガーデン香里ヶ丘	香里ケ丘5丁目の一部
香里ヶ丘 C-3 街区	香里ケ丘5丁目の一部
香里ヶ丘 C-7 街区	香里ケ丘5丁目の一部
シエルセーヌ香里ヶ丘Ⅲ地区	香里ケ丘1丁目の一部

【16】枚方市の指定文化財

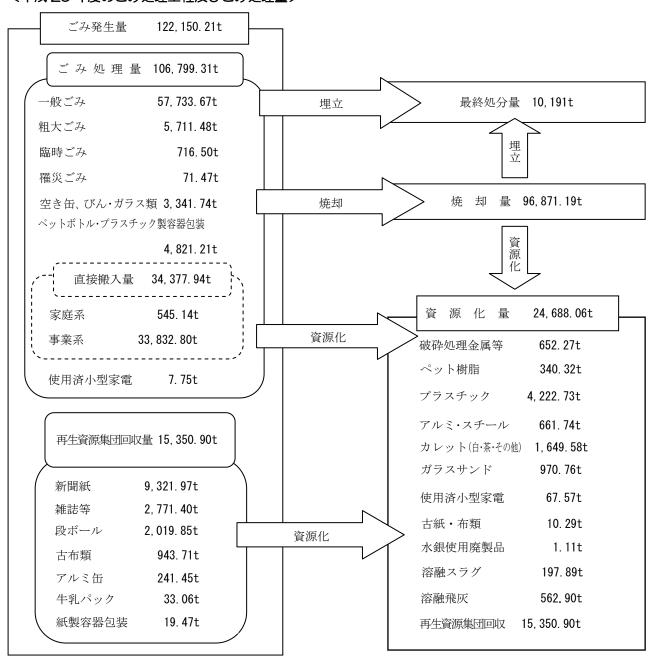
	名 称	所 在 地
	片埜神社本殿	牧野阪 2 丁目 21 番 15 号
	交野天神社本殿、交野天神社末社八幡神社本殿	楠葉丘2丁目19番1号
	厳島神社末社春日神社本殿	尊延寺5丁目9番11号
	木造菩薩坐像	京都市東山区茶屋町 527・京都国立博物館寄託
国指定	木造降三世軍荼利明王立像	尊延寺6丁目11番1号
	百済寺跡	中宮西之町 4340 番
	牧野車塚古墳	車塚 1 丁目 369 番ほか
	禁野車塚古墳	宮之阪5丁目381番3ほか
	楠葉台場跡	楠葉中之芝2丁目
	安養寺石造露盤	南楠葉 2 丁目 38 番 17 号
	正俊寺石造十三重塔	長尾宮前2丁目2番1号
	片埜神社東門、南門、石造灯籠	牧野阪 2 丁目 21 番 15 号
	田中家住宅 鋳物工場、主屋	藤阪天神町5番1号
	釈尊寺木造釈迦如来立像	釈尊寺町1番10号
府指定	百済寺遺跡出土塼仏	藤阪天神町5番1号
	継体天皇樟葉宮跡伝承地	楠葉丘2丁目19番1号
	伝王仁墓	藤阪東町2丁目2220番2ほか
	枚方田中邸のむく	枚方上之町 123 番 4
	光善寺のさいかち	出口2丁目8番13号
	田口山遺跡	田口山 2 丁目 2010 番 3
	廃渚院観音寺鐘楼、梵鐘	渚元町 9 番 23 号
	村野村高札場	村野本町 10 番 62 号先
	鍵屋、鍵屋主屋	堤町 10 番 27 号
	大聖寺薬師堂内厨子	春日元町2丁目16番30号
	交野天神社末社貴船神社本殿	楠葉丘2丁目19番1号
	春日神社本殿、春日神社末社若宮八幡宮本殿(津田)	津田元町1丁目10番1号
	净念寺木造不動明王立像	三矢町 7 番 21 号
	和田寺木造薬師如来立像	禁野本町2丁目7番43号
	安養寺木造宝冠釈迦如来坐像	南楠葉 2 丁目 38 番 17 号
	尊延寺木造不動明王立像、木造四大明王像のうち大威徳 明王坐像・金剛夜叉明王立像、木造地蔵菩薩立像	尊延寺6丁目11番1号
ماد ملاماد	尊延寺大般若経 附 唐櫃	尊延寺6丁目11番1号
市指定	久修園院地球儀、天球儀	楠葉中之芝 2 丁目 46 番
	意賀美神社の算額	枚方上之町 1 番 12 号
	三之宮神社の湯釜	穂谷2丁目7番1号
	御殿山神社遷宮絵馬	渚本町 12 番 55 号
	旧田中家鋳物用具と製品一式	藤阪天神町5番1号
	九頭神廃寺出土銅造誕生釈迦仏立像	-
	三浦蘭阪関係資料	車塚2丁目1番1号
	片岡家文書	車塚2丁目1番1号
	今中家旧蔵文書	車塚2丁目1番1号
	九頭神廃寺	牧野本町 1 丁目 210 番 13 ほか
	禁野本町遺跡	中宮北町 50番 107・中宮北町2番6号南東
	光善寺(出口御坊跡)	出口2丁目8番13号

	名 称	所 在 地	
大阪歯科大学牧野学舎本館		牧野本町1丁目4番4号	
国登録	奥野家住宅主屋他	-	
	宗左の辻の道標	岡本町3番4号東側市道上	
市登録	明治十八年洪水碑	桜町16番地先	
	仁明天皇外祖母贈正一位田口氏之墓	田口 3 丁目 291 番	

【17】ごみの状況

1. 平成29年度のごみ処理工程及びごみ処理量

〈平成29年度のごみ処理工程及びごみ処理量〉



(注) 小数点第3位を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

2. 市内で排出される産業廃棄物の状況

<平成 28 年度産業廃棄物の業種別排出量>

農林水産業	0	0
		U
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0
建設業	32, 909. 2	22. 6
製造業	65, 331. 2	44. 9
電気・ガス・熱供給・水道業	14, 693. 8	10. 1
情報通信業	480. 6	0.3
運輸業,郵便業	839. 5	0.6
卸売業,小売業	2, 644. 8	1.8
金融業, 保険業	8. 4	0.0
不動産業,物品賃貸業	1, 037. 6	0.7
学術研究,専門・技術サービス業	7, 499. 7	5. 2
宿泊業,飲食サービス業	283. 1	0. 2
生活関連サービス業,娯楽業	437. 2	0.3
教育, 学習支援業	273. 3	0. 2
医療, 福祉	623. 3	0.4
複合サービス事業	61. 2	0
サービス業 (他に分類されないもの)	16, 389. 7	11. 3
公務 (他に分類されるものを除く)	1, 973. 1	1. 4
分類不能の産業	1.0	0
合計	145, 486. 7	100

⁽注) 生活関連サービス業とは、洗濯・理容・美容・浴場業などをいう。 複合サービス事業とは、郵便局・協同組合などをいう。

<平成 28 年度産業廃棄物の種類別排出量>

産業廃棄物の種類	排出量(t)	割合 (%)
燃え殻	183. 1	0. 1
汚泥	19, 081. 4	13. 1
廃油	2, 424. 9	1.7
廃酸	665. 4	0.5
廃アルカリ	936. 9	0.6
廃プラスチック類	10, 555. 4	7. 3
紙くず	1, 234. 9	0.8
木くず	7, 863. 2	5. 4
繊維くず	2, 042. 3	1.4
動植物性残渣	819. 0	0.6
ゴムくず	57. 7	0
金属くず	1, 801. 1	1. 2
ガラスくず等	6, 367. 2	4. 4
鉱さい	47, 234. 3	32. 5
がれき類	37, 536. 8	25. 8
動物の糞尿	0	0
動物の死体	0	0
ばいじん	1, 174. 3	0.8
13 号廃棄物	0	0
その他	5, 508. 8	3.8
승카	145, 486. 7	100

<平成 28 年度特別管理産業廃棄物の業種別排出量>

産業分類	排出量(t)	割合 (%)
農林水産業	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0
建設業	69. 4	0. 9
製造業	6, 866. 7	88. 4
電気・ガス・熱供給・水道業	10. 2	0. 1
情報通信業	0	0
運輸業,郵便業	1. 2	0
卸売業,小売業	2. 4	0
金融業, 保険業	0	0
不動産業,物品賃貸業	0. 9	0
学術研究,専門・技術サービス業	0. 2	0
宿泊業,飲食サービス業	0	0
生活関連サービス業,娯楽業	11. 7	0. 2
教育,学習支援業	46. 9	0.6
医療,福祉	754. 3	9. 7
複合サービス事業	0	0
サービス業 (他に分類されないもの)	4. 9	0. 1
公務(他に分類されるものを除く)	1.9	0
分類不能の産業	0	0
合計	7, 770. 7	100

<平成 28 年度特別管理産業廃棄物の種類別排出量>

特別管理産業廃棄物の種類	排出量(t)	割合 (%)
引火性廃油	485. 7	6. 3
強酸	1, 005. 0	12. 9
強アルカリ	26. 3	0. 3
感染性廃棄物	797. 4	10. 3
廃 PCB 等・PCB 汚染物・PCB 処理物	11. 1	0. 1
廃石綿等 (飛散性)	0	0
指定下水汚泥	0	0
鉱さい(有害)	0	0
燃え殻(有害)	50. 9	0. 7
廃油(有害)	0. 7	0
汚泥 (有害)	64. 0	0.8
廃酸(有害)	13. 9	0. 2
廃アルカリ(有害)	129. 7	1. 7
ばいじん (有害)	5, 186. 0	66. 7
廃水銀等	0	0
13 号廃棄物(有害)	0	0
合計	7, 770. 7	100

3. 市内における産業廃棄物の処分量

<平成 28 年度産業廃棄物の処分量>

産業廃棄物の種類	処分量(t)	割合 (%)
燃え殻	19. 9	0
汚泥	71, 796. 5	9. 1
廃油	0	0
廃酸	0	0
廃アルカリ	0	0
廃プラスチック類	3, 288. 7	0.4
紙くず	325. 0	0.0
木くず	5, 014. 7	0.6
繊維くず	27. 5	0
動植物性残渣	279. 0	0
ゴムくず	1. 2	0
金属くず	2, 991. 3	0.4
ガラスくず等	6, 738. 8	0.9
鉱さい	131, 042. 4	16. 6
がれき類	565, 133. 2	71. 5
動物の糞尿	0	0
動物の死体	0	0
ばいじん	135. 5	0
13 号廃棄物	0	0
混合廃棄物	3, 966. 0	0.5
合計	790, 759. 7	100

<平成 28 年度特別管理産業廃棄物の処分量>

特別管理産業廃棄物の種類	処分量(t)	割合 (%)
引火性廃油	0	0
強酸	0	0
強アルカリ	0	0
感染性廃棄物	0	0
廃 PCB 等・PCB 汚染物・PCB 処理物	0	0
廃石綿等 (飛散性)	0	0
指定下水汚泥	0	0
鉱さい(有害)	0	0
燃え殻(有害)	11.8	29. 4
廃油(有害)	0	0
汚泥(有害)	0	0
廃酸(有害)	0	0
廃アルカリ(有害)	0	0
ばいじん (有害)	28. 3	70. 6
13 号廃棄物(有害)	0	0
合計	40. 1	100

【18】流域下水道別整備状況

<流域下水道別整備状況>

項目		流域下加	×道名	淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合 計
計「	画 面	積	ha	4, 560	668	5, 228
行。	政 人	□ (A)	人	340, 000	62, 608	402, 608
整備	済 面	積	ha	2, 912	517	3, 429
整備済	区域内人	□ (B)	人	326, 655	62, 456	389, 111
処 丑	里 面	積	ha	2, 887	516	3, 403
処 理	区域内	人口	人	324, 566	62, 456	387, 022
水 涉	10 化 人	Г	人	313, 608	61, 938	375, 546
整備	状 況 [B/A×10	0 %	96. 1	99. 8	96. 6

【19】地下水の浄化対策の概要

<地下水の浄化対策の概要>

地区	浄化対策の概要
	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地の一部で揮発性有機化合物による
片鉾	地下水汚染が確認されたため、平成 20 年 1 月から浄化対策を実施しています。
力 弈	地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流
	出防止対策を講じるとともに、揚水処理法などによる浄化を実施しています。
	工場敷地の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、平成
No. 1. pda	8年度から浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸
池之宮	で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、揚水処理
	法などによる浄化を実施しています。
	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地(現在は他者所有地)の一部で揮
中宮	発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、浄化対策を実施していま
十	す。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、揚水処理
	法などによる浄化を実施しています。

【20】市施設におけるダイオキシン類測定結果

1. 穂谷川清掃工場

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、大気排出基準値を満足しました。

<穂谷川清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	0. 13	平成 29 年 6 月 29 日
	0. 094	平成 29 年 12 月 15 日

(注) 大気排出基準値: 1ng-TEQ/m³N 以下

(2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、水質排出基準値を満足しました。

<穂谷川清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日	
0.0011	平成 29 年 6 月 21 日	
0. 000039	平成 29 年 12 月 13 日	

(注) 水質排出基準值:10pg-TEQ/L以下

(3) 焼却灰中のダイオキシン類濃度

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、焼却灰の環境省令で定める処理の基準値を満足しました。

<穂谷川清掃工場焼却灰中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日	
第3プラント	0. 0089	平成 29 年 12 月 13 日	

(注)環境省令で定める処理の基準値:3ng-TEQ/g以下

(4) 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度

集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度は、以下のとおりです。集じん灰は薬剤処理を 行い処分しています。

<穂谷川清掃工場集じん灰中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日	
	1. 2	平成 29 年 5 月 31 日	
	1. 3	平成 29 年 7 月 19 日	
第3プラント	0. 56	平成 29 年 8 月 23 日	
	0. 29	平成 29 年 11 月 8 日	
	0. 23	平成 29 年 12 月 13 日	

⁽注) 1 値は薬剤処理後の集じん灰中の濃度です。

2. 東部清掃工場

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、排出基準値を満足しました。

く東部清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日	
1 马棒却后	0. 029	平成 29 年 6月 28 日	
1号焼却炉	0. 035	平成 29 年 12 月 14 日	
2 号焼却炉	0. 014	平成 29 年 5 月 23 日	
	0. 025	平成 29 年 11 月 10 日	

(注) 排出基準值: 0.1ng-TEQ/m3N以下

(2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、排出基準値を満足しました。

く東部清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日	
0. 00052	平成 29 年 6 月 26 日	
0. 000086	平成 29 年 12 月 13 日	

(注) 排出基準值:10pg-TEQ/L以下

²集じん灰処理物は、埋め立て処分を行うため、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行規則」に定める方法(薬剤処理設 備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出 しないよう化学的に安定した状態にする方法)で集じん灰を 適切に処理したものです。なお、この方法で処理した集じん 灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

(3) 溶融残渣等のダイオキシン類濃度

熔融残渣等のダイオキシン類濃度は、環境省令で定める基準値を満足しました。

<東部清掃工場溶融残渣のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:ng-TEQ/g)

溶融残渣名	ダイオキシン類濃度	測定日		
	0. 00000030	平成 29 年 4 月 20 日		
溶融スラグ	0. 00010	平成 29 年 10 月 13 日		
大塊物	0. 0026	平成 29 年 4 月 20 日		
	0. 0017	平成 29 年 10 月 13 日		
鉄 分	0. 019	平成 29 年 4 月 20 日		
	0. 0036	平成 29 年 10 月 13 日		
洗煙系脱水汚泥	0. 037	平成 29 年 4 月 20 日		
(メタル含む)	0. 033	平成 29 年 10 月 13 日		

(注)環境省令で定める処理の基準値:3ng-TEQ/g以下

3. やすらぎの杜

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、国の指針値を下回りました。

くやすらぎの杜排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度		測定日	
やすらぎの杜	1 系列	0. 14	平成 29 年 2月 6日	
	2 系列	0. 29	平成 28 年 12 月 19 日	
	3 系列	0. 026	平成 29 年 2 月 7 日	
	4 系列	0. 16	平成 28 年 12 月 20 日	
	5 系列	0. 13	平成 29 年 2 月 7 日	
	6 系列	0. 17	平成 29 年 12 月 21 日	

(注) 火葬場から排出されるダイオキシン類に関する国の指針値:

1ng-TEQ/m3N以下

【21】環境用語

【あ】

アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを停止すること。

不必要なアイドリングをやめれば、自動車の燃料が節約でき、排出ガスや二酸化炭素の削減効果があるので、大気 汚染や地球温暖化の防止に繋がる。

アスベスト (石綿)

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

[い]

一酸化炭素:CO

無色・無臭の気体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不 完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

【お】

大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したもの。

オゾン層

地上から10~50km 上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロンの放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの 人の健康への影響などが問題となっている。

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

【か】

環境影響評価(環境アセスメント)

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

環境基準

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム(EMS)

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構(ISO)が発効した ISO14001がある。

【き】

規制基準

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質の排出及び騒音・振動について事業者等が 遵守しなければならない許容限度である。

揮発性有機化合物 (VOC)

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは Volatile Organic Compounds の略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど様々な物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及したが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目され、TVOC(総揮発性有機化合物)という概念も提唱されている。

[<]

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

【け】

建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

[こ]

公害防止協定

地方自治体が、公害発生源を有する事業者に対し、公害の規制基準、生産設備の新増設時の協議義務などの公害の防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協議書の形でまとめたもの。

光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかった状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道、流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

[さ]

再生可能エネルギー

自然環境の中で起こる現象から取り出すことができ、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など政令で定める 20 種類のものをいい、産業廃棄物以外のものは一般廃棄物である。

なお、「事業活動」は、製造業や建設業等に限定されるものでなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えられている。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

[L]

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

食育

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

【せ】

生物化学的酸素要求量 (BOD; Biochemical Oxygen Demand)

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要とされる酸素量(単位 mg/L)のこと。

この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも 異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態 系の多様性」を意味する包括的な概念。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

[ち]

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC 第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

【て】

低公害車

窒素酸化物 (Nox) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車をいう。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG 自動車をいう。

ディスポーザ排水処理システムの汚泥

台所の流し台で粉砕した生ゴミを液状にして水と一緒に排水管から排水処理槽に導き、生物処理後、上澄みを下水道に流す方式であり、汚泥は排水処理槽に堆積したもの。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

[Ł]

特定空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

【な】

ナノグラム (ng)

1ng とは、1g の10億分の1の重さをいう。ng (ナノグラム) = 10^{-9} g。

【に】

二酸化硫黄:SO₂

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

二酸化窒素:NO。

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

【は】

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)」と定義され、占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。

[V]

ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や、移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持った概念。都市化の発展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題となっている。

ピコグラム (pg)

1pg とは、1g の1兆分の1の重さをいう。pg (ピコグラム) = 10^{-12} g。

微小粒子状物質 (PM2.5; Particulate Matter 2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が 2.5μm以下のもの。

ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

[ふ]

浮遊粒子状物質(SPM; Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が10 μm 以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

[~]

ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気を持ち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体である。溶媒のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック剤などとして幅広い用途がある。

人に対して発がん性を有し、白血病の原因となる。また、飲み込んだり蒸気を吸収したりすると中毒を起こす。

【み】

緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物 (ゴーヤや琉球アサガオなど) をカーテン状に育てたもの。

緑のじゅうたん

小中学校のグランドなどを芝生化したもの。

[4]

モニタリングサイト 1000 (重要生態系監視地域モニタリング推進事業)

平成 14 年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家や NPO とネットワークを作りながら全国に 1000 か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100 年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

【よ】

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律)

家庭から出るごみの約60%を占める容器包装廃棄物について、減量化と再資源化を促進するために定められた法律で、平成7年6月に制定され、平成12年4月に完全施行された。

この法律では、消費者、市町村、事業者が役割分担をし、容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、資源の有効利用をすることで環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目的としている。

【わ】

ワンド

ワンドとは淀川本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所を言う。ワンドの言葉の 語源ははっきりしていないが、「入り江」や「川の淀み」「淵」のことをワンドと読んでいる地方があることから、淀 川でもワンドと呼ぶようになった。

【アルファベット】

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

PCB (ポリ塩化ビフェニル) (Polychlorobiphenyl もしくは Polychlorinated biphenyl)

PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、不燃性で、絶縁性が高く、化学的に非常に安定であるなど、有用な物質として、 絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。

しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、1972(昭和47)年に製造中止となっている。

p p m (parts per million)

百万分の幾分であるかを示す分率であり、大気の汚染物質の濃度を表示するのに多用されている。

 $1m^3$ の大気中に $1cm^3$ の汚染物質が存在する場合の濃度をppmで表す。なお、ppb(parts per billion)は、十億分中の幾分であるかを表示する分率で<math>1ppm の1000分の1に相当する。

<枚方市内の保存樹木>(平成23年度撮影)







⑥ケヤキ

⑧イチョウ







⑩カイヅカイブキ

⑪クスノキ

(1)クスノキ







(3)クスノキ

重カヤ

16クスノキ





①クスノキ

18クスノキ

平成30年版 ひらかたの環境(環境白書)

平成30年11月発行

編集発行 枚方市 環境部 環境保全課

〒573-0026 大阪府枚方市朝日丘町 2-17

Tel. 072-841-1221 Fax. 072-841-1315

http://www.city.hirakata.osaka.jp